

ふみ みやこ  
**「文の京」ハートフルプラン**

文京区地域福祉保健計画

**障害者・児計画**

平成30年度～平成32年度



文 京 区



「文の京」ハートフルプラン  
文京区地域福祉保健計画

**障害者・児計画**

平成30年度～平成32年度



文 京 区





# もくじ

---

<b>第1章 計画の策定の考え方</b>	1
1 計画の目的	3
2 計画の性格・位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の推進に向けて	7
<b>第2章 計画の基本理念・基本目標</b>	9
1 基本理念	11
2 基本目標	12
<b>第3章 障害者・障害児を取り巻く現状</b>	13
1 障害者・障害児の人数	15
2 地域生活の現状と課題	22
<b>第4章 主要項目及びその方向性</b>	51
<b>第5章 計画の体系</b>	57
<b>第6章 計画事業</b>	65
1 自立に向けた地域生活支援の充実	67
2 相談支援の充実と権利擁護の推進	88
3 障害者が安心して働き続けられる就労支援	95
4 子どもの育ちと家庭の安心への支援	104
5 ひとにやさしいまちづくりの推進	118
<b>第7章 障害福祉計画等における成果目標</b>	133
1 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における成果目標	135
2 活動指標(障害福祉サービス等)の見込み量	138
3 障害福祉サービス等の見込み量確保の方策	140
4 障害福祉計画等の進行管理	141
<b>資料編</b>	143

## ふみ みやこ 「文の京」ハートフルプラン

たくさんあたたかい心、地域の支え合いが、人々の幸せを育み、眞の「地域福祉保健」を推し進めます。

「文の京」が、あたたかい心あふれる地域となるよう、地域福祉保健の推進計画、子育て支援計画、高齢者・介護保険事業計画、障害者・児計画及び保健医療計画の分野別計画を総称して『「文の京」ハートフルプラン』と名付けています。

## 第 1 章

# 計画の策定の考え方



## 第1章

## 計画の策定の考え方

## 1 計画の目的

- 我が国が平成26年1月に批准した障害者権利条約<sup>\*1</sup>では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定めています。
- 障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策について、基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。
- 本区の基本構想では、「だれもがお互いに人格と個性を尊重し、支え合うまち」を障害福祉分野の将来像として、その実現に向けた基本的な7つの取組みを示しています。
- これらを受け、ノーマライゼーション<sup>\*2</sup>やソーシャルインクルージョン<sup>\*3</sup>の理念のもと、障害の特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、障害のある人もない人も地域で共に暮らし、共に活動できる社会の実現に向けた取組みをより一層進めていくことが重要です。
- 障害者権利条約及び障害者差別解消法<sup>\*4</sup>で掲げられている障害者に対する合理的配慮<sup>\*5</sup>については、国の基本方針に沿って、区において周知・啓発等具体的な取組みを進めていくこととしています。
- 子どもの権利条約<sup>\*6</sup>の理念に則って児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化されました。なお、平成30年4月から障害児福祉計画の策定が義務付けられたことに伴い、障害者のみならず障害児についても、障害の特性や多様なニーズに対応できる専門的・有機的な相談支援体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援、一人ひとりの状態に応じて適切なサービス等を提供しその人らしい生活を送るための支援、制度の縦割りを超えた柔軟な支援等が求められています。

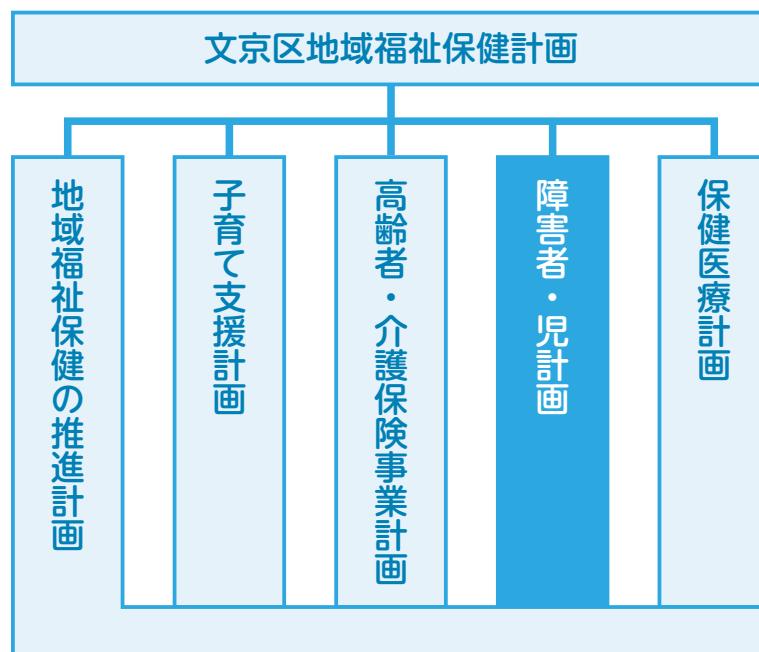
○こうした状況に着実に対応していくため、本区は、平成30年から平成32年までの3年間における障害者・障害児施策の考え方と取組みを一体的に示した「文京区障害者・児計画」を策定します。この計画に基づき、障害者権利条約及び子どもの権利条約の考え方を一層浸透させるとともに、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会の実現を目指していきます。

- 
- ※1 **障害者権利条約** 正式名称「障害者の権利に関する条約」(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)
  - ※2 **ノーマライゼーション(normalization)** 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、共に支え合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方。
  - ※3 **ソーシャルインクルージョン(social inclusion)** すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。
  - ※4 **障害者差別解消法** 正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
  - ※5 **合理的配慮** 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、支え合い、共に暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること（過度の負担とならない範囲）が該当する。
  - ※6 **子どもの権利条約** 正式名称「児童の権利に関する条約」(Convention on the Rights of the Child)

## 2 計画の性格・位置づけ

- 本計画は、「文京区基本構想」に基づき、その基本理念、将来像等を踏まえて策定する、本区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画である文京区地域福祉保健計画の分野別計画の1つです。
- また、本区の障害者・児計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一體的に策定した計画であり、区の障害者施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。
- そして、「文京区都市マスターplan」、「文京区地域防災計画」、「文京区アカデミー推進計画」等の他の分野における行政計画とも整合・連携した計画となっています。

【図1：計画の位置づけ】



【図2：障害者計画及び障害福祉計画の性格】

	法的な位置付け	策定の内容
文京区 障害者・児 計画	障害者基本法に基づく 「市町村障害者計画」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期の計画。</li> </ul>
	障害者総合支援法に基づく 「市町村障害福祉計画」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画。</li> <li>・障害者総合支援法の各種サービス(訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等)の事業量の見込等を示す。</li> </ul>
	児童福祉法に基づく 「市町村障害児福祉計画」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害児通所支援等に関する3年間の実施計画。</li> <li>・児童福祉法の各種サービス(障害児通所支援、障害児相談支援等)の事業量の見込み等を示す。</li> </ul>

### 3 計画の期間

○本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とし、平成32年度に見直しを行います。



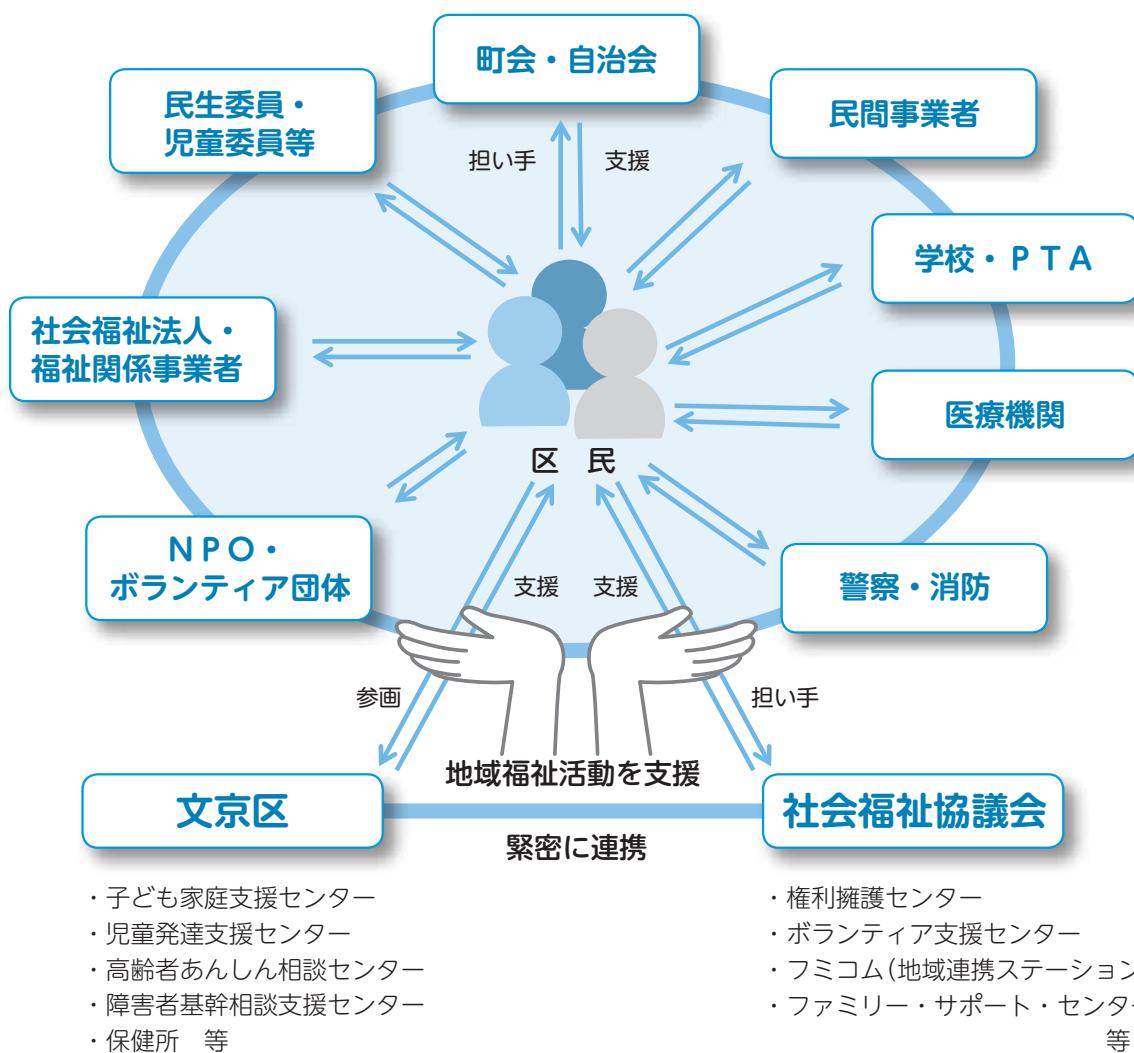
## 4 計画の推進に向けて

### (1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

- 地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。
- 本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。
- 区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を促進し、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

【図：地域福祉保健の推進に向けてのイメージ】

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



## ● 社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年(1952年)に設立されました。

社会福祉協議会では、現在、地域福祉を推進するため、次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 ボランティアによるひとり暮らし等の高齢者へのみまもり訪問
- 4 地域の皆さんの交流の場づくり(ふれあいいきいきサロン)
- 5 ボランティア・市民活動の相談・支援(文京ボランティア支援センター)
- 6 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援  
(地域連携ステーション)
- 7 福祉サービス利用援助事業
- 8 成年後見制度利用支援
- 9 災害ボランティア体制の整備
- 10 高齢者等への日常生活支援(いきいきサービス)
- 11 子育ての相互援助事業(ファミリー・サポート・センター事業)

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定しています。地域住民をはじめ、地域福祉関係者・関係団体、社会福祉協議会など、様々な活動主体が協働して、本計画とも連携を図りながら、計画を推進しています。そして、地域の皆さんのが主導的に取り組み、支え合えるまちづくりを地域の皆さんをはじめ、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に進めています。

## (2) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行っています。

## 第2章

# 計画の基本理念・ 基本目標



## 第2章

# 計画の基本理念・基本目標

○本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づき、障害者施策を推進していきます。

## 1 基本理念

### ○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

### ○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

### ○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ<sup>※7</sup>を推進する地域社会の実現を目指します。

### ○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

### ○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

### ○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

※7 ダイバーシティ(diversity&inclusion) 性別(性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

## 2 基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。



## 第3章

# 障害者・障害児を 取り巻く現状



### 第3章

# 障害者・障害児を取り巻く現状

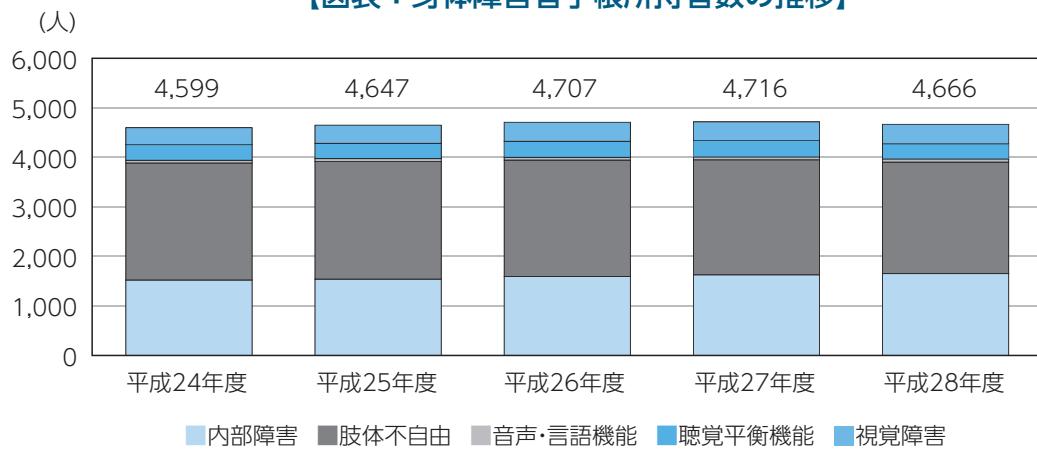
## 1 障害者・障害児の人数

本区の障害者の数は、平成28年度末現在8,767人で、その内訳は、身体障害者手帳所持者が4,666人(53.2%)、愛の手帳所持者(知的障害者)が880人(10.0%)、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,369人(15.6%)、難病患者が1,852人(21.1%)となっています。(※%は少数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがあります。以下同様です。)

### (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、平成28年度末現在、4,666人です。4年前の平成24年度と比較すると、1.5%の増加となっています。障害種別では、肢体不自由が最も多く2,252人(48.3%)、次いで内部障害が1,652人(35.4%)、視覚障害が390人(8.4%)、聴覚平衡機能が306人(6.6%)、音声・言語機能が66人(1.4%)となります。肢体不自由と内部障害の両者を合わせると3,904人で、全体の83.7%を占めています。

【図表：身体障害者手帳所持者数の推移】

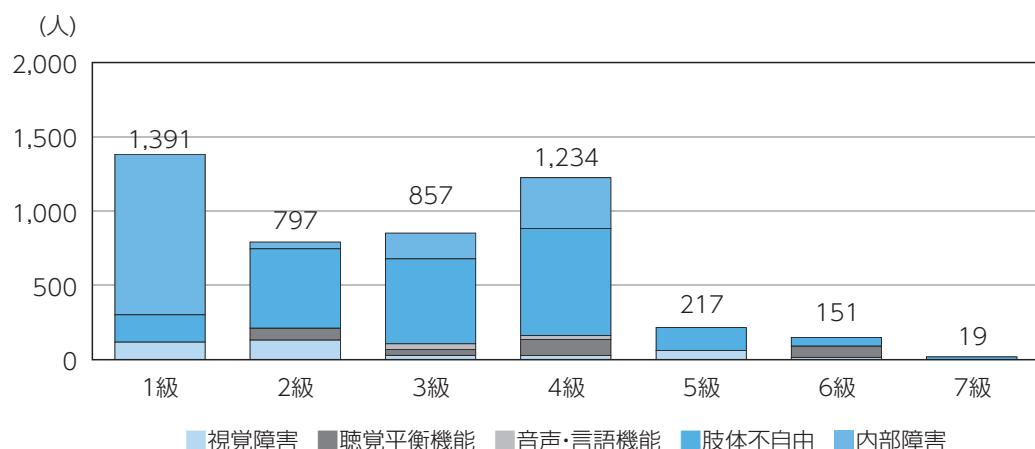


	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障害	344	362	381	379	390
聴覚平衡機能	312	311	323	324	306
音声・言語機能	57	59	56	63	66
肢体不自由	2,360	2,372	2,355	2,319	2,252
内部障害	1,526	1,543	1,592	1,631	1,652
合計	4,599	4,647	4,707	4,716	4,666

(各年度末現在)

平成28年度における等級別の身体障害者数は、1級が1,391人、次いで4級が1,234人、3級が857人、2級が797人、5級が217人、6級が151人、7級が19人となっています。

【図表：平成28年度等級別身体障害者数】



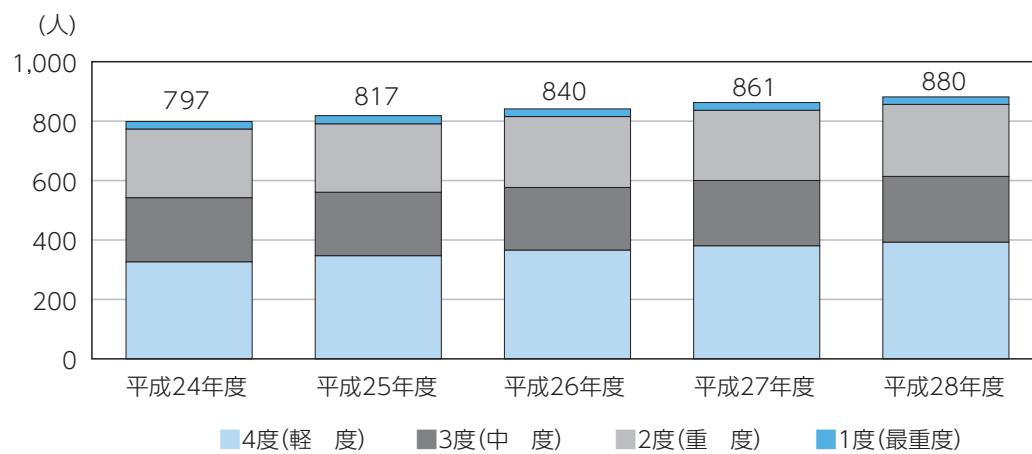
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	小計
視覚障害	121	134	29	28	62	16	0	390
聴覚平衡機能	0	80	40	109	0	77	0	306
音声・言語機能	0	0	39	27	0	0	0	66
肢体不自由	183	537	575	725	155	58	19	2,252
内部障害	1,087	46	174	345	0	0	0	1,652
合計	1,391	797	857	1,234	217	151	19	4,666

(平成28年度末現在)

## (2) 愛の手帳所持者数の推移

愛の手帳所持者は、平成28年度末現在880人です。4年前の平成24年度と比較すると、10.4%の増加となっています。4度(軽度)が最も多く、392人で44.5%を占め、次いで2度(重度)が242人(27.5%)、3度(中度)が221人(25.1%)、1度(最重度)が25人(2.8%)となります。4度(軽度)と3度(中度)を合わせると613人で、全体の69.7%を占めています。

【図表：愛の手帳所持者数の推移】



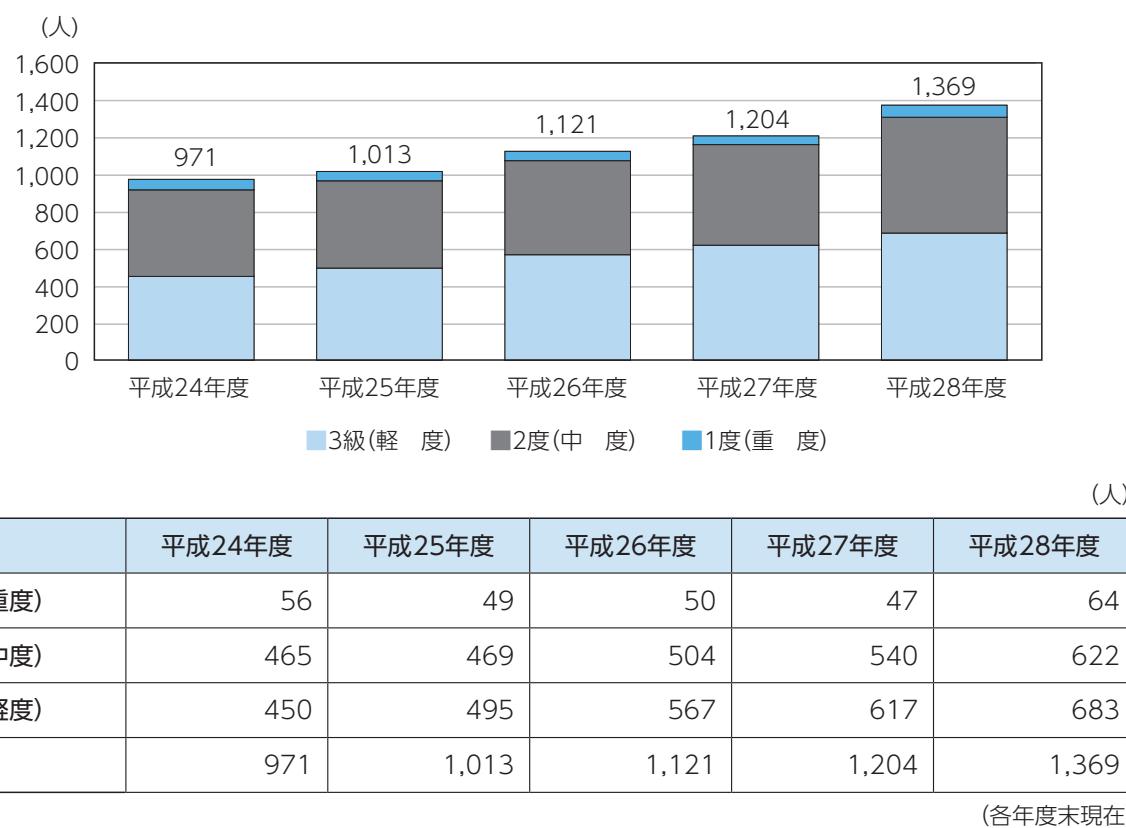
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1度(最重度)	25	27	26	26	25
2度(重度)	230	230	238	236	242
3度(中度)	216	213	210	219	221
4度(軽度)	326	347	366	380	392
合計	797	817	840	861	880

(各年度末現在)

### (3)精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成28年度末現在1,369人です。4年前の平成24年度と比較すると41.0%増加しています。3級(軽度)の人が最も多く683人(49.9%)、次いで2級(中度)が622人(45.4%)、1級(重度)が64人(4.7%)となっています。

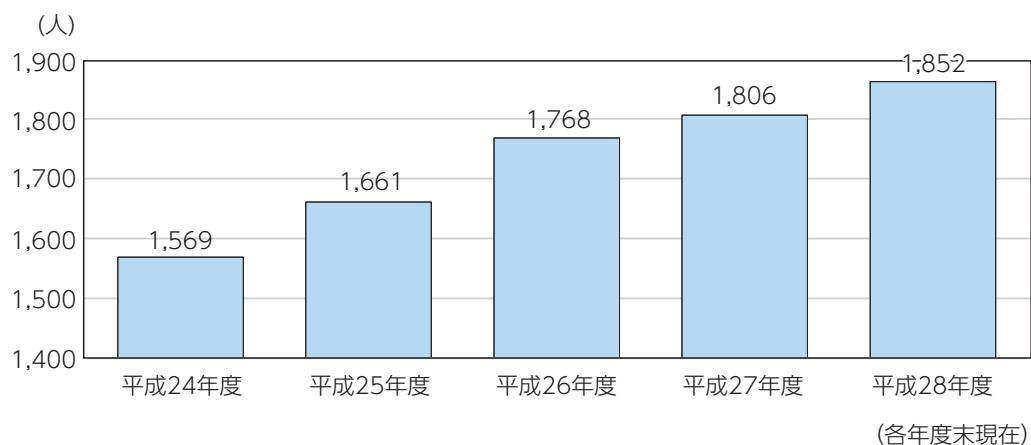
【図表：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



#### (4) 難病医療券所持者数の推移

平成25年4月に施行された障害者総合支援法にて、障害者・児の範囲に新たに難病患者が加わりました。その後の難病医療券所持者は、平成28年度末現在1,852人です。法施行時の平成25年度末は1,661人で、この3年間で11.5%の増加でしたが、平成27年度以降、1,800人を超える状態となっています。

【図表：難病医療券所持者数の推移】



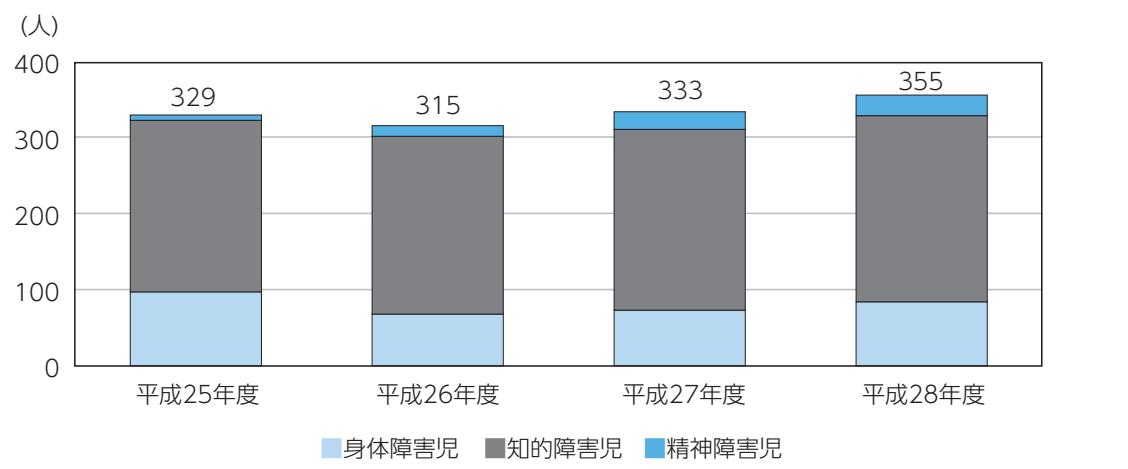
\* 東京都福祉・衛生統計年報の確定数値

## (5) 障害児の手帳所持者数

### ○ 障害児の手帳所持者数の推移

障害児の手帳所持者は、平成28年度末現在355人です。平成28年度における障害児の手帳所持者数を障害種別で見ると、知的障害が最も多く244人(68.7%)、次いで身体障害が84人(23.7%)、精神障害が27人(7.6%)となっています。また、3年前の平成25年度と比較すると7.9%の増加となっています。

【図表：障害児の手帳所持者数の推移】

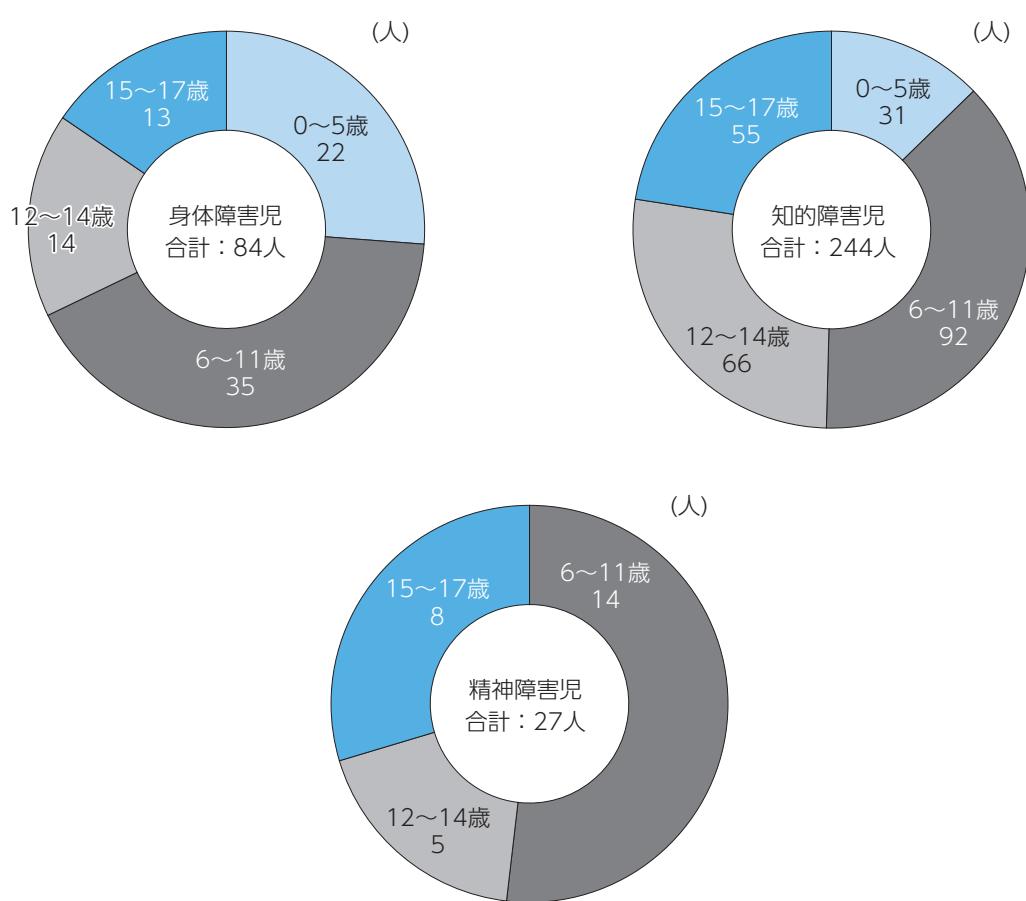


	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害児	97	68	73	84
知的障害児	225	233	237	244
精神障害児	7	14	23	27
合 計	329	315	333	355

(各年度末現在)

## ○障害児の年齢別手帳所持者数

【図表：障害児の年齢別手帳所持者数】



(平成28年度末現在)

## 2 地域生活の現状と課題

### (1) 区内障害者・児 施設

(平成30年4月1日現在)

No	施設名	住 所	基幹相談支援センター	グループホーム	計画相談支援	地域相談支援 地域移行・地域定着 ※1	障害児相談支援 ※1	一般相談支援 ※1	地域活動支援センター	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	施設入所支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	短期入所・日中短期入所
	(参照)本計画における計画事業掲載ページ		91	78	89	81-82	109	90	83	70	100	101	101	84	84	79	110	115	71-73
1	障害者基幹相談支援センター	文京区小日向2-16-15	○																
2	リアン文京															○		○	
3	地域プラザふらっと			○	○														
4	マイポジション									○									
5	こぱん										○								
6	ワークプレイスぶんぶん											○	○						
7	リライフ													○	○				
8	びおら																○		
9	大塚福祉作業所	文京区大塚4-50-1									○	○							
10	小石川福祉作業所	文京区小石川3-30-6									○	○							
11	本郷福祉センター (若駒の里)	文京区本駒込4-35-15 勤労福祉会館2階								○									
12	ワークショップ やまとり	文京区弥生2-9-6								○		○							
13	は～と・ピア	文京区大塚4-21-8								○									
14	は～と・ピア2	文京区小石川4-4-5								○	○								
15	銀杏企画	文京区本郷5-25-8 香川ビル											○						
16	銀杏企画Ⅱ	文京区本郷4-1-11 デンタビル2階											○						
17	銀杏企画三丁目	文京区本郷3-29-6 カリテス佐々木2階											○						
18	銀杏企画三丁目 移行分室	文京区本郷3-37-1 2階									○								
19	abeam(アビーム)	文京区千石4-37-4 ウイスタリア千石1階											○						
20	工房わかぎり	文京区春日2-19-3 北原ビル3階										○							
21	だんござかハウス	文京区千駄木2-33-8		○	○			○											
22	就労移行支援事業所 リバーサル	文京区本郷2-25-5 角地ビル3階、地下1階										○							
23	ソシアル就労支援 センター湯島	文京区湯島3-14-9 湯島ビル5階									○								
24	ベジティア	文京区本郷1-10-14										○							
25	リヴァトレ御茶ノ水	文京区本郷2-3-7 御茶の水元町ビル1階												○					
26	ベルーフ	文京区小石川5-4-1 瑞穂第一ビル9階									○								
27	JoBridge(ジョブリッジ) 飯田橋	文京区後楽2-2-10 8階									○								
28	ヒューライフ 水道橋キャ リアセンター	文京区本郷2-4-7 大成堂ビル3階									○								
29	リドアーズ・ベネファイ お茶の水	文京区湯島2-31-15 和光湯島ビル7階									○								
30	ティ・リーフ	文京区本駒込2-27-10 本駒込SIビル3階										○							
31	ふる里学舎本郷	文京区本郷2-21-7		○									○						
32	エナジーハウス	文京区千駄木5-10-8		○	○			○	○										

No	施設名	住 所	基幹相談支援センター	グループホーム	計画相談支援	地域相談支援(地域移行・地域医療※1)	障害児相談支援※1	一般相談支援※1	地域活動支援センター	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	施設入所支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	短期入所・日中短期入所
	(参照)本計画における計画事業掲載ページ		91	78	89	81・82	109	90	83	70	100	101	101	84	84	79	110	115	71・73
33	文京地域生活支援センターあかり	文京区千石4-27-12 水間ビル1階			○	○		○	○										
34	地域活動支援センターみんなの部屋	文京区関口3-16-15 カトリックセンター地下1階							○	○									
35	児童発達支援センター	文京区湯島4-7-10 教育センター内			○		○									○	○		
36	放課後等デイサービスJOY	文京区本駒込4-35-15 勤労福祉会館2階																○	
37	富坂子どもの家	文京区小石川2-17-41														○	○		
38	放課後等デイサービスカリタス翼	文京区本駒込5-4-4 カトリック本郷教会信徒会館4階															○		
39	未来教室	文京区小石川2-6-5-201														○			
40	エデュクエスト	文京区白山1-18-7 石川ビル202号室															○		
41	運動発達支援スタジオUNIMO(ユニモ)文京千石	文京区千石1-29-12 千石片岡ビル101														○	○		
42	運動発達支援スタジオUNIMO(ユニモ) 後楽園	文京区小石川1-2-25-10														○	○		
43	あんプラス江戸川橋	文京区関口1-48-6 日火江戸川橋ビル第2201															○		
44	ドリームハウスⅢ・Ⅳ	文京区白山2-25-5		○															
45	第六みづき寮	文京区西片1-3-8		○															
46	エルムンド小石川	文京区小石川5-7-5		○															
47	わかぎりの家	文京区春日2-19-3 北原ビル4、5階		○															
48	陽だまりの郷	文京区小石川4-4-5		○															
49	エルムンド千石	文京区千石2-33-17		○															
50	発達支援ルーム ぽけっと	文京区小石川5-38-2 クロストヒルズ小石川2階														○	○		
51	ハッピーテラス 千駄木教室	文京区根津2-37-8 東急ドエル・アルス根津102号															○		
52	あくせす	文京区大塚4-21-8			○	○													
53	サポートセンター いちょう	文京区本郷3-37-1 中村ビル2階			○														
54	ふる里学舎大塚	文京区大塚4-50-1			○														
55	ふる里学舎小石川	文京区小石川3-30-6			○														
56	指定特定相談支援事業 ふくろう	文京区弥生2-9-6			○														
57	一般社団法人 リリーフ	文京区湯島3-20-9-401				○	○												
58	ホームいちょう	文京区内(※2)			○														
59	第2ホームいちょう	文京区内(※2)			○														
60	文京ホームアンドンテ	文京区内(※2)			○														

※<sup>1</sup> 今回計画で追加した事業となります。

※<sup>2</sup> 区内障害者・児施設マップには掲載していない事業所です。

## 区内障害者 ・児施設マップ

(平成30年4月1日現在)





## 凡 例

- |     |                       |
|-----|-----------------------|
| 基 : | 基幹相談支援センター            |
| ■ : | グループホーム               |
| ▼ : | 計画相談支援                |
| ◇ : | 地域相談支援<br>(地域移行・地域定着) |
| ▽ : | 障害児相談支援               |
| ◆ : | 一般相談支援                |
| ◆ : | 地域活動支援センター            |
| □ : | 生活介護                  |
| ● : | 就労移行支援                |
| ○ : | 就労継続支援 A型             |
| ○ : | 就労継続支援 B型             |
| ★ : | 自立訓練 (機能訓練)           |
| ☆ : | 自立訓練 (生活訓練)           |
| ■ : | 施設入所支援                |
| ▲ : | 児童発達支援                |
| △ : | 放課後等デイサービス            |
| ∞ : | 短期入所・日中短期入所           |

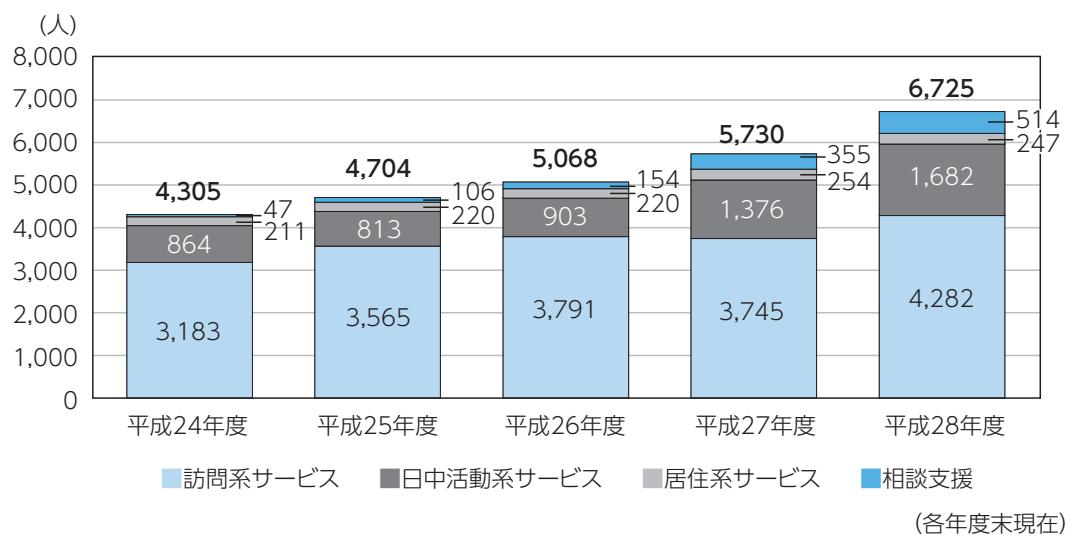
## (2) 障害福祉サービス等の利用状況と日常生活への支援について

### ○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の延利用者数

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用者は、平成28年度末現在6,725人で、4年前の平成24年度と比較すると、56.2%の増加となっています。利用サービスの中で最も多いのが、訪問系サービスの4,282人で全利用者の63.7%、次いで日中活動系サービスの1,682人(同25.0%)で、この両者で全体の88.7%を占めています。

4年前に比べ、特に利用者の伸びが大きいのは相談支援(指定特定相談支援など)です。相談支援(指定特定相談支援など)の利用者数自体は514人と多くないものの、平成24年度と比較すると10.9倍に増えています。この他、日中活動系サービスが94.7%(約2倍)の増加、訪問系サービスが34.5%の増加、居住系サービスが17.0%の増加を示しています。

【図表：障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の延利用者数】

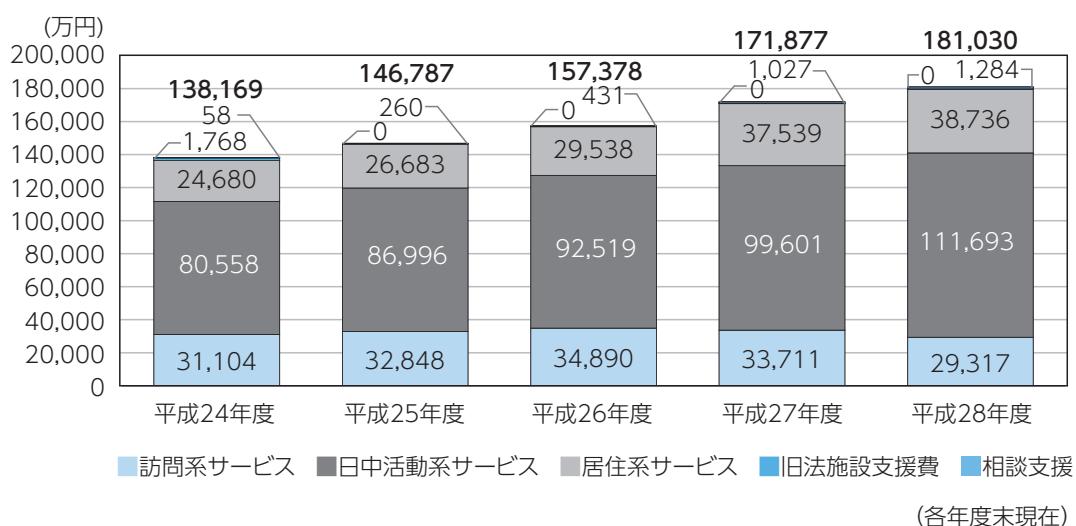


## ○障害者総合支援法に基づく給付額

平成28年度における障害者総合支援法に基づくサービスの給付額は、4年前の平成24年度と比較して31.0%の増加となりましたが、平成25年度までの4年間の伸びは55.8%の増加でしたので、増加率は小さくなっています。しかし、給付額は18億1千万円を超えていました。

サービス別では、給付額が最も大きいのは日中活動系サービスで11億1,693万円、次いで居住系サービスの3億8,736万円、訪問系サービスの2億9,317万円、相談支援(指定特定相談支援など)の1,284万円となっています。この4年間の給付額の増加では、相談支援(指定特定相談支援など)が22.1倍に伸びています。次いで居住系サービスが57.0%の増加、日中活動系サービスが38.6%の増加、訪問系サービスは5.7%の減少となっています。

【図表：障害者総合支援法に基づく給付額】

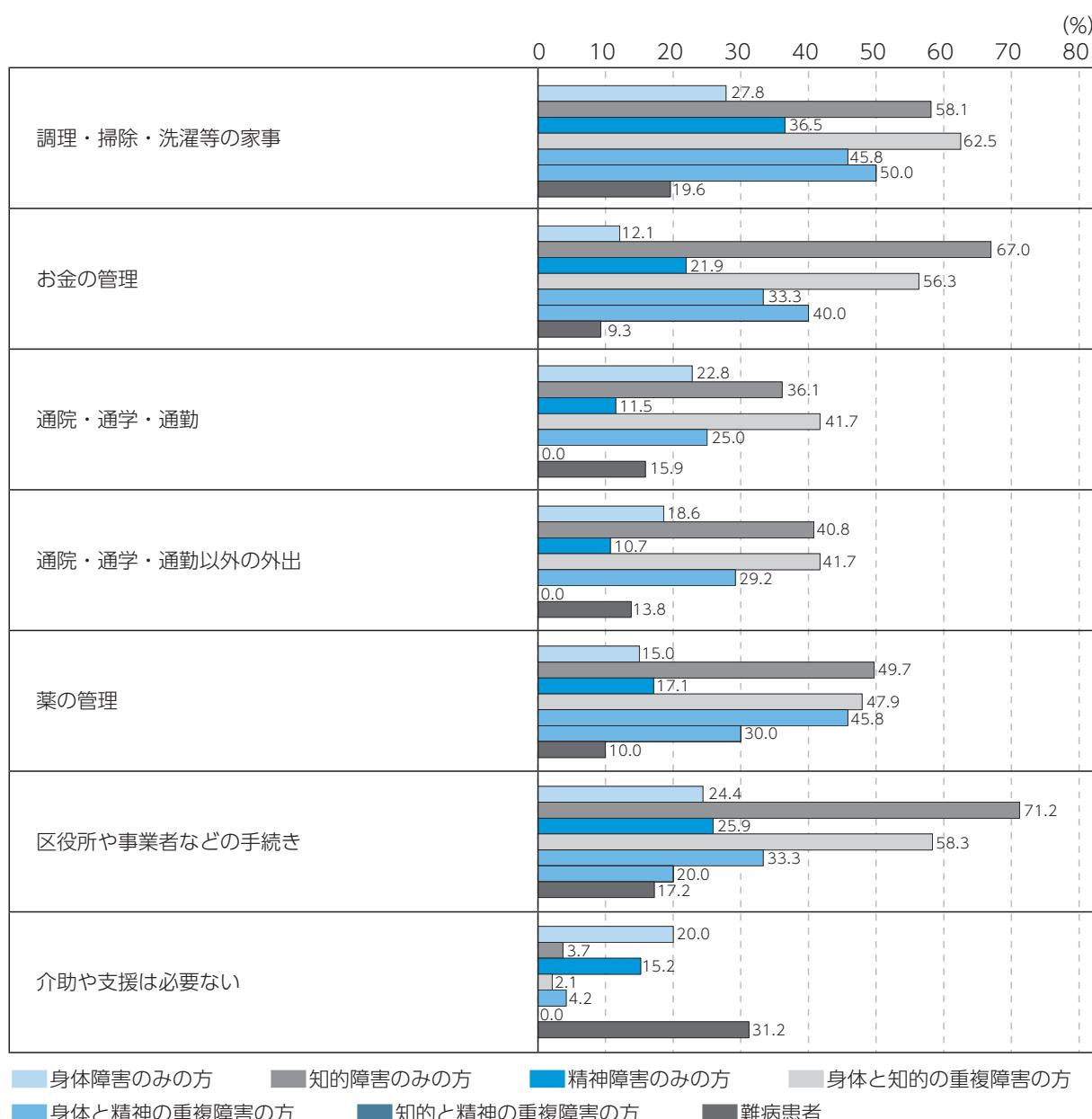


## ○日常生活で必要な介助・支援(在宅の方) (実態・意向調査<sup>※8</sup>より)

平成28年度に実施した文京区障害者(児)実態・意向調査(以下「意向調査」という)で、在宅の方に日常生活で必要な介助・支援をお聞きしたところ、いずれの障害でも上位3つ以内の答えとして最も多いのは「調理・掃除・洗濯等の家事」で、次いで「区役所や事業者などの手続き」、「お金の管理」となっています。

これ以外の項目では、「通院・通学・通勤」で身体と知的の重複障害の方が41.7%、知的障害のみの方が36.1%と多く答えています。同様に、「通院・通勤・通学以外の外出」では身体と知的の重複障害の方が41.7%、知的障害のみの方が40.8%、「薬の管理」では知的障害のみの方が49.7%、身体と知的の重複障害の方が47.9%、身体と精神の重複障害の方が45.8%、「介助や支援は特に必要ない」では難病患者が31.2%と多く答えています。

【図表：日常生活で必要な介助・支援(在宅の方)】

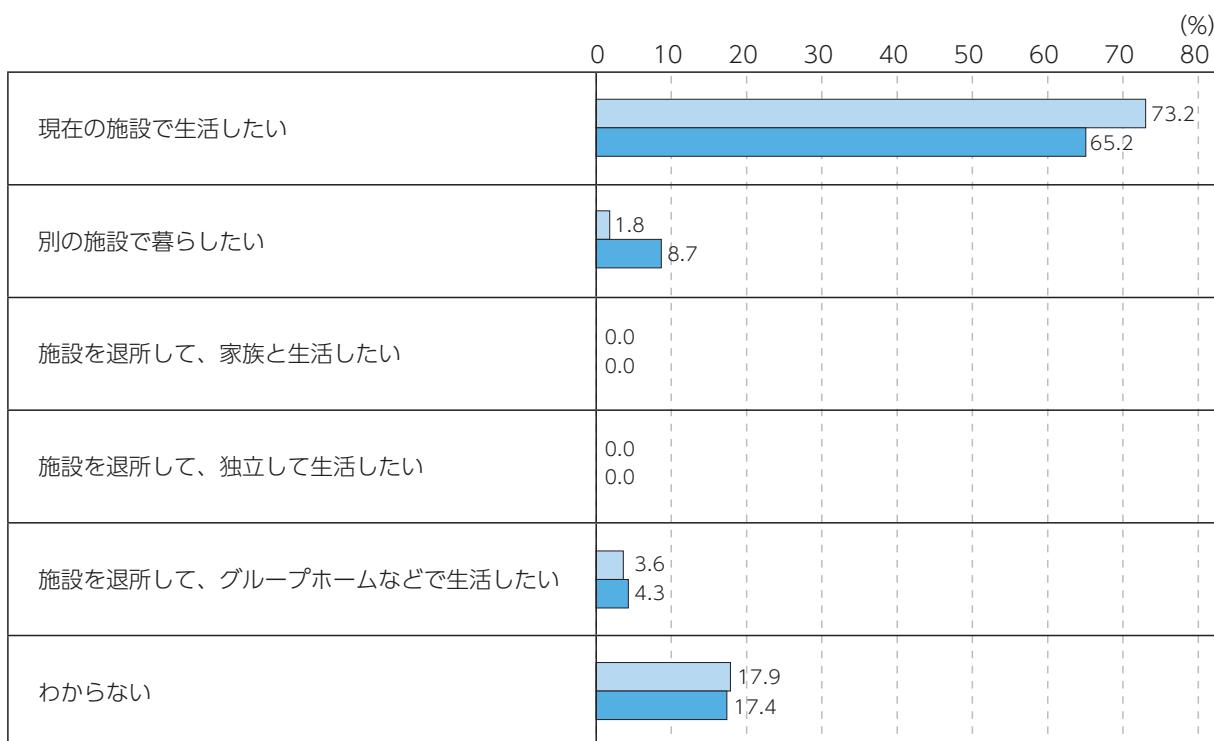


※8 実態・意向調査 障害者・児計画策定に向け、計画の基礎資料になる障害者(児)の生活実態及び障害福祉サービス利用状況等を把握するため、平成28年度に実態・意向調査を実施しました。調査結果については区のホームページに報告書を掲載しております。

### ○今後希望する生活(施設入所の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、施設入所の方に今後希望する生活をお聞きしたところ、知的障害のみの方、及び、身体と知的の重複障害の方それぞれの2／3前後が、今後も「現在の施設で生活したい」との意向でした。また、両者の18%弱は「わからない」と答えています。この他、知的障害のみの方では「施設を退所して、グループホームなどで生活したい」が3.6%、「別の施設で暮らしたい」が1.8%となっています。身体と知的の重複障害の方では「別の施設で暮らしたい」が8.7%、「施設を退所して、グループホームなどで生活したい」が4.3%となっています。

【図表：今後希望する生活(施設入所の方)】



## ○地域で安心して暮らすために必要な施策(在宅の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、在宅の方に地域で安心して暮らすために必要な施策をお聞きしたところ、いずれの障害でも上位3つ以内の答えとして最も多いのは「障害に対する理解の促進」で、次いで「医療機関サービスの充実」、「経済的支援の充実」となっています。これ以外の項目では、「訪問系サービスの充実」で知的と精神の重複障害の方が40.0%と多く答えています。同様に、「日中活動系サービスの充実」では知的と精神の重複障害の方が30.0%、知的障害のみの方が26.7%、「入所施設の充実」では身体と知的の重複障害の方が37.5%、知的障害のみの方が29.8%、「グループホームの整備」では知的障害のみの方が23.6%と多く答えています。

【図表：地域で安心して暮らすために必要な施策(在宅の方)】

	身体障害のみの方	知的障害のみの方	精神障害のみの方	身体と知的の重複障害の方	身体と精神の重複障害の方	知的と精神の重複障害の方	難病患者
障害に対する理解の促進	30.8%	50.3%	54.1%	35.4%	45.8%	40.0%	29.1%
医療機関サービスの充実	37.9%	25.1%	34.7%	18.8%	29.2%	40.0%	45.7%
訪問系サービスの充実	21.1%	8.9%	7.7%	16.7%	25.0%	40.0%	18.1%
日中活動系サービスの充実	7.8%	26.7%	17.3%	12.5%	12.5%	30.0%	8.4%
グループホームの整備	3.3%	23.6%	2.7%	12.5%	4.2%	10.0%	3.1%
入所施設の充実	12.7%	29.8%	4.5%	37.5%	8.3%	—	10.5%
経済的支援の充実	21.9%	23.0%	50.4%	18.8%	20.8%	—	29.6%

### ■障害福祉サービス等の利用状況と日常生活への支援における課題

- ・年々増加する障害福祉サービスの利用者に対し、障害の特性や状況に応じて適正にサービスが提供されること
- ・障害者が自ら望む地域で安心して生活を営めるようにするために、生活の場及び日中活動の場を確保するなど障害福祉サービス基盤の整備がされること
- ・福祉施設等から地域生活への移行を希望する利用者が、安心して地域移行・地域定着できる支援体制を整備すること
- ・良質な障害福祉サービスを安定的に提供できる事業者の体制が確保されること

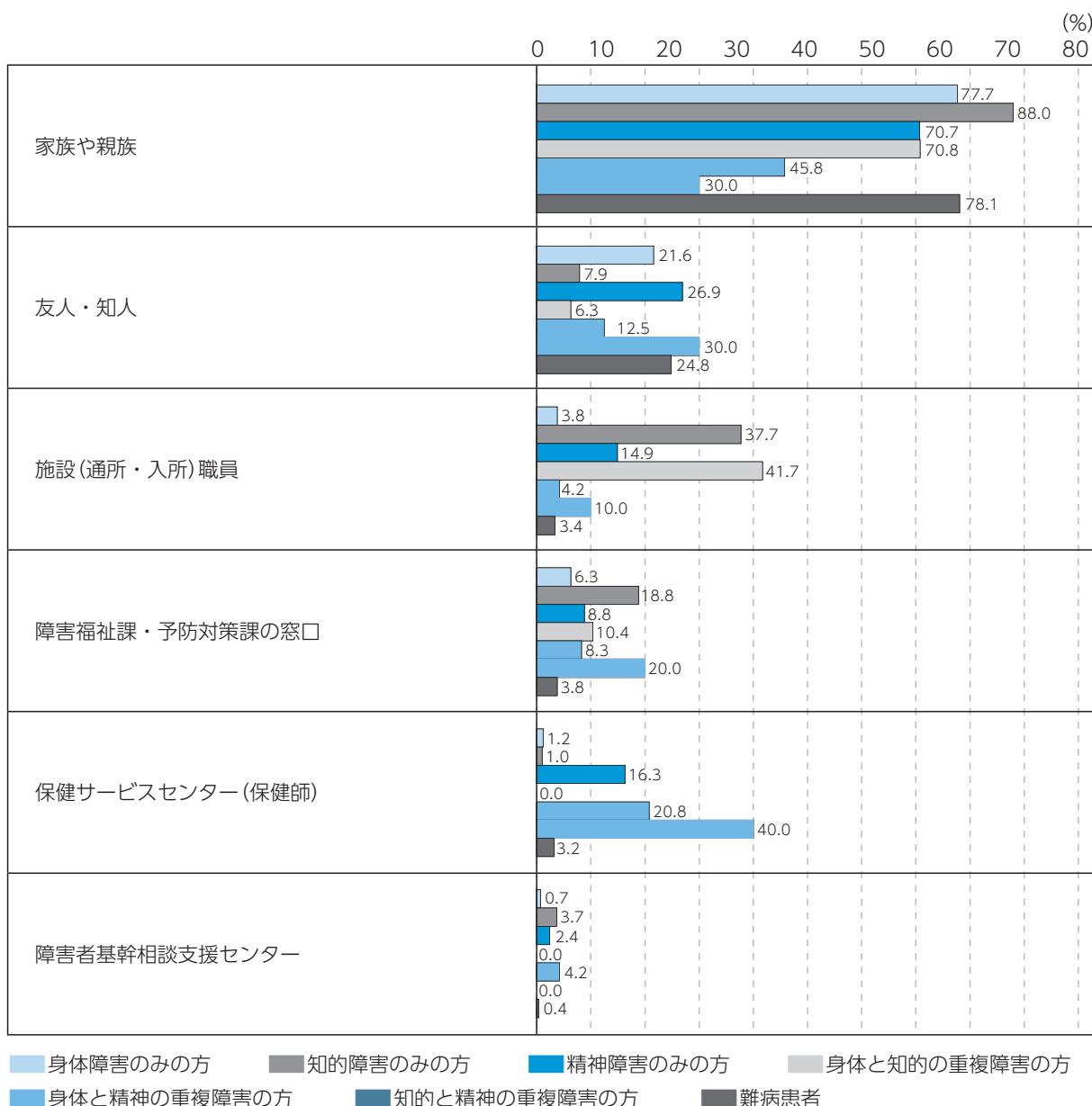
### (3) 相談支援と権利擁護について

#### ○困ったときの相談相手(在宅の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、在宅の方に困ったときの相談相手をお聞きしたところ、いずれの障害でも上位3つ以内の答えとして最も多いのは「家族や親族」で、次いで「友人・知人」、「障害福祉課・予防対策課の窓口」となっています。

これ以外の項目では、「施設(通所・入所)職員」で身体と知的の重複障害の方が41.7%、知的障害のみの方が37.7%と多く答えています。同様に、「保健サービスセンター(保健師)」では知的と精神の重複障害の方が40.0%、身体と精神の重複障害の方が20.8%と多く答えています。

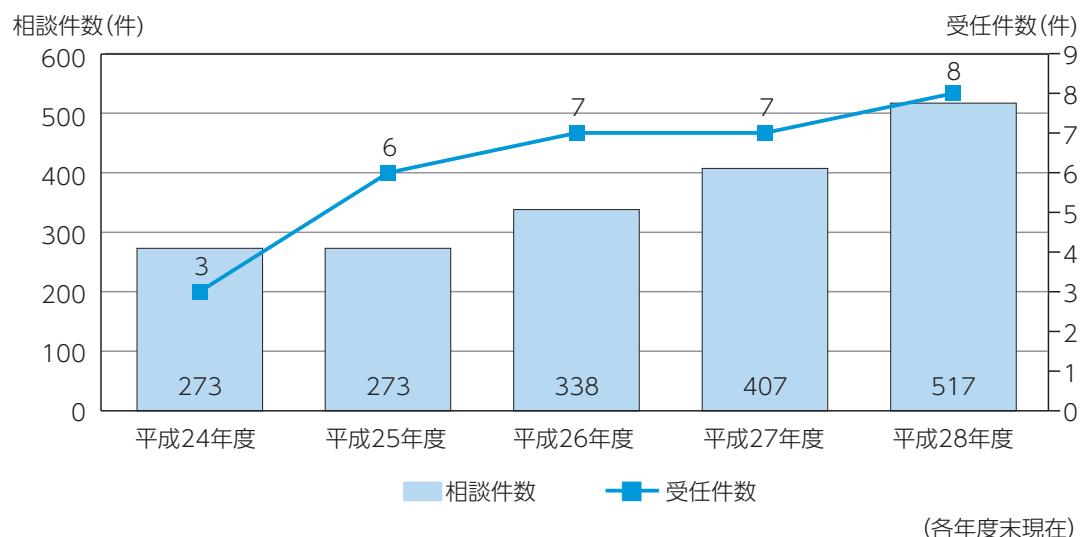
【図表：困ったときの相談相手(在宅の方)】



## ○成年後見制度の相談件数及び法人後見受任件数の推移

社会福祉協議会が行っている成年後見制度の相談件数は、平成28年度が517件となっています。4年前の平成24年度と比較すると、89.4%（約2倍）の増加となっています。相談件数は平成24年度と25年度で横ばいでいたが、その後急速に伸びています。法人後見受任件数は平成28年度が8件で、平成24年度と比較して2.7倍に伸びています。

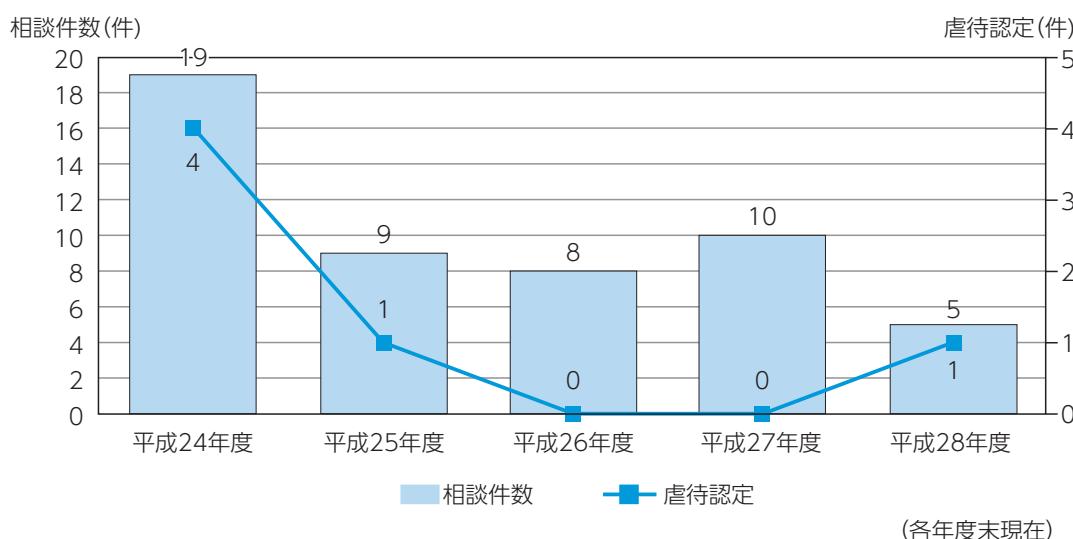
【図表：成年後見制度の相談件数及び法人後見受任件数の推移】



## ○障害者虐待防止センター相談件数の推移

障害者虐待防止センター相談件数は、センターが設置された平成24年度が最も多く19件で、平成28年度は5件となっています。平成25年度以降は概ね5～10件の間で推移しています。虐待認定件数は、平成24年度は4件でしたが、平成28年度は1件と減少し、平成25年度以降0～1件程度で推移しています。

【図表：障害者虐待防止センター相談件数の推移】



### ■相談支援と権利擁護における課題

- ・多様かつ複雑なニーズに対して迅速・適切に対応できる相談窓口があること。  
また各関係者が連携した支援を行うこと
- ・障害者が安心して暮らしていくために、成年後見制度等について一層の周知啓発を行うとともに、障害者の権利擁護についての取組みが推進されること
- ・関係機関が連携し、障害者の虐待防止のための取組みが推進されること
- ・障害者差別解消を図るために、合理的配慮の提供に関する理解が一層推進されること

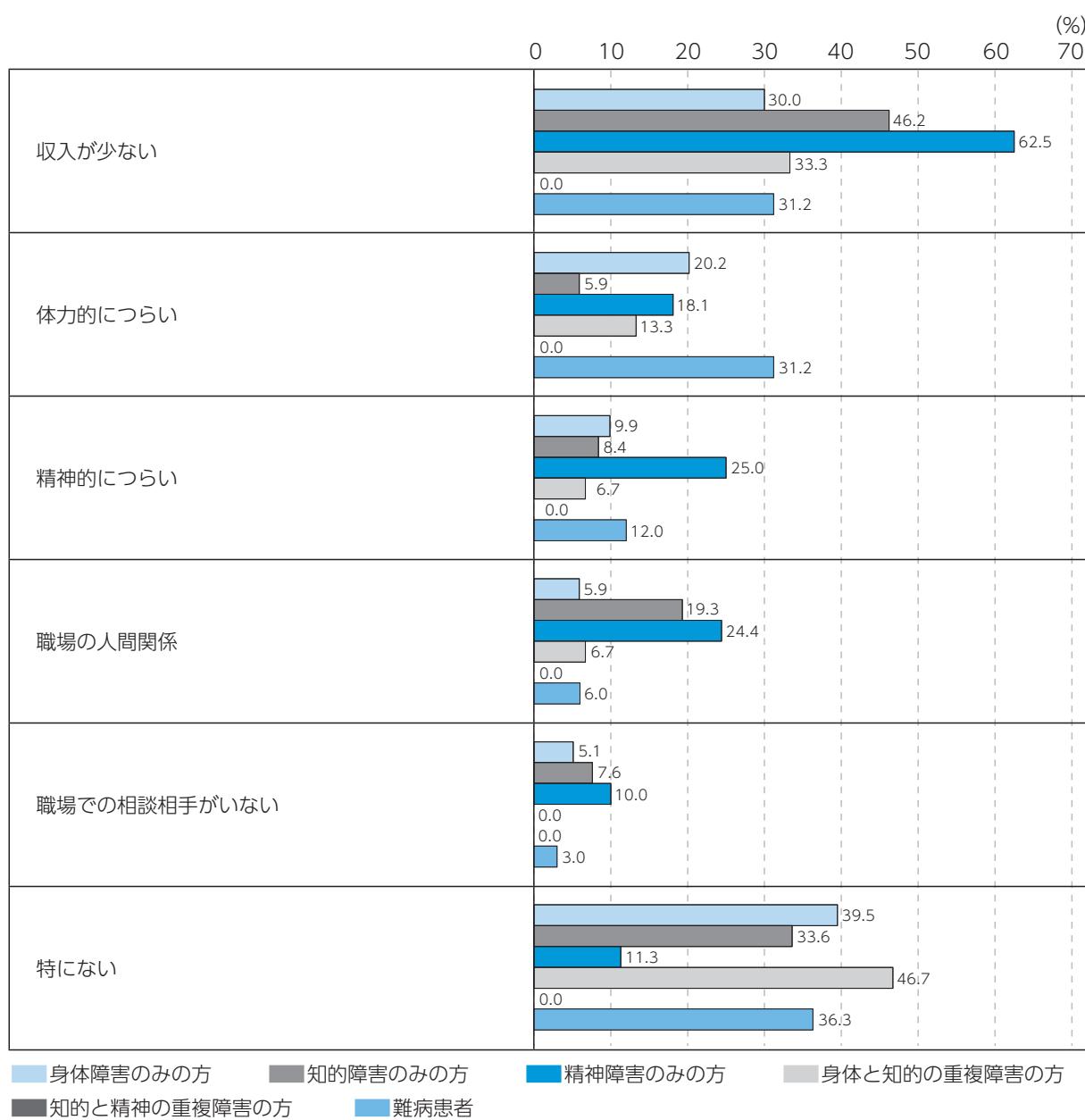
## (4) 障害者の就労について

### ○仕事上困っていること(在宅の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、在宅の方に仕事上困っていることをお聞きしたところ、いずれの障害でも上位3つ以内の答えとして最も多いのは「収入が少ない」で、次いで「特がない」となっています。

これ以外の項目では、「体力的につらい」で難病患者が31.2%、「精神的につらい」で精神障害のみの方が25.0%、「職場の人間関係」で精神障害のみの方が24.4%と多く答えています。なお、「職場での相談相手がいない」は、すべての障害で10.0%以下でした。

【図表：仕事上困っていること(在宅の方)】



## ○障害者が就労するために必要なこと(在宅の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、在宅の方に障害者が就労するために必要なことをお聞きしたところ、多い答えは、身体障害のみの方では「障害に応じた柔軟な勤務体系」が22.9%、次いで「就労に向けての相談支援」が21.1%、「自分に合った仕事を見つける支援」が20.8%となっています。

同様に、知的障害のみの方では「自分に合った仕事を見つける支援」が33.5%、次いで「職場の障害理解の促進」が32.5%、「就労してからの相談支援」が26.7%となっています。

精神障害のみの方では「自分に合った仕事を見つける支援」が33.6%、次いで「障害に応じた柔軟な勤務体系」が32.0%、「就労に向けての相談支援」が31.7%となっています。

身体と知的の重複障害の方では「就労してからの相談支援」が27.1%、次いで「障害に応じた柔軟な勤務体系」と「職場の障害理解の促進」が22.9%となっています。

身体と精神の重複障害の方では「就労に向けての相談支援」が20.8%、次いで「障害に応じた柔軟な勤務体系」が16.7%となっています。

知的と精神の重複障害の方では「自分に合った仕事を見つける支援」、「障害に応じた柔軟な勤務体系」、「職場適応援助者(ジョブコーチ)などからの支援」がともに20.0%となっています。

難病患者では「障害に応じた柔軟な勤務体系」が33.6%、次いで「自分に合った仕事を見つける支援」が24.1%となっています。

このように、障害者が就労するために必要なこと(在宅の方)は、障害によって多様です。

【図表：障害者が就労するために必要なこと(在宅の方)】

	身体障害のみの方	知的障害のみの方	精神障害のみの方	身体と知的の重複障害の方	身体と精神の重複障害の方	知的と精神の重複障害の方	難病患者
就労に向けての相談支援	21.1%	24.6%	31.7%	16.7%	20.8%	10.0%	23.6%
就労してからの相談支援	12.7%	26.7%	29.9%	27.1%	12.5%	10.0%	16.3%
自分に合った仕事を見つける支援	20.8%	33.5%	33.6%	6.3%	8.3%	20.0%	24.1%
障害に応じた柔軟な勤務体系	22.9%	15.7%	32.0%	22.9%	16.7%	20.0%	33.6%
職場の障害理解の促進	14.8%	32.5%	24.8%	22.9%	—	10.0%	22.7%
職場適応援助者(ジョブコーチ)などからの支援	1.9%	20.9%	3.5%	8.3%	—	20.0%	2.3%

### ■障害者の就労における課題

- ・就労し続けるために必要な情報提供や相談支援・作業訓練等が充実すること
- ・障害の特性や個性に合わせた多様な就業形態・雇用機会が確保されること
- ・障害や健康状態を理解し柔軟な対応がとれるような、企業側の理解と受け入れ体制の整備が進むこと

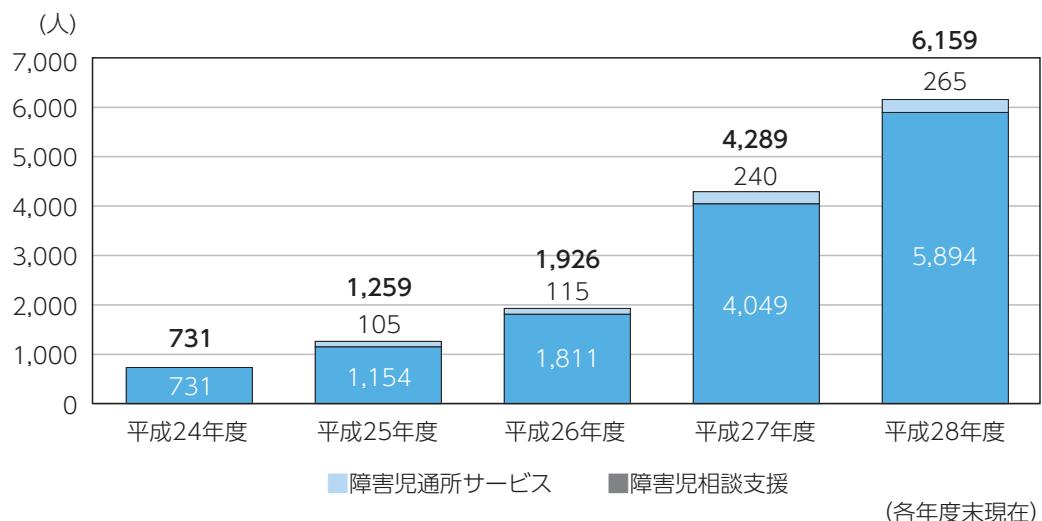
## (5)子どもの育ち及び家庭への支援について

### ○児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の延べ利用者数

児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の利用者は、平成28年度末現在6,159人で、4年前の平成24年度と比較すると、約8.4倍に増加しています。サービス別では、障害児通所サービスが5,894人で全利用者の95.7%、残りの265人(同4.3%)が障害児相談支援となっています。

この4年間では、特に平成26年度以降の利用者の伸びが大きく、平成26年度と平成28年度とを比較すると、障害児通所サービスが225.5%の増加、障害児相談支援が130.4%の増加を示しています。

**【図表：児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の延べ利用者数】**

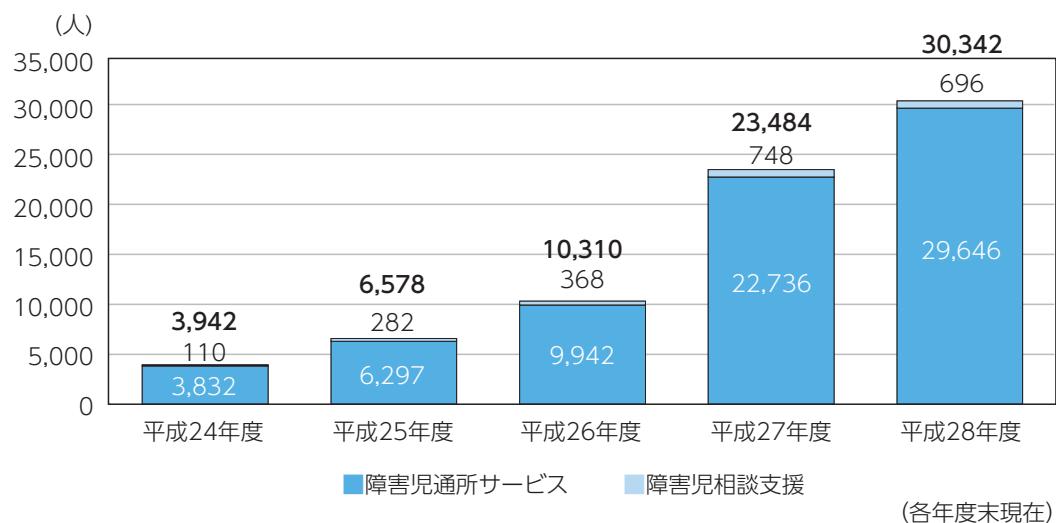


## ○児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の給付額

平成28年度における児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の給付額は、4年前の平成24年度と比較すると約7.7倍に増加しており、給付額は3億円を超えています。サービス別では、障害児通所サービスが2億9,646万円、障害児相談支援が696万円となっています。

この4年間では、特に平成26年度以降の給付額の増加が大きく、平成26年度と平成28年度とを比較すると、障害児通所サービスが198.2%の増加、障害児相談支援が89.1%の増加を示しています。

【図表：児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の給付額】



## ○障害児への相談支援事業に係る新規相談件数の推移

平成27年度から実施された障害児への相談支援事業に係る新規相談件数では、乳幼児では平成27年度が249件、平成28年度には264件と6.0%の増加、学齢期では、平成27年度が114件、平成28年度には147件と28.9%の増加となり、学齢期の新規相談件数の推移は、増加件数、増加率とも乳幼児を上回っています。

【図表：障害児への相談支援事業に係る新規相談件数の推移】

	乳幼児	学齢期
平成27年度	249	114
平成28年度	264	147

(各年度末現在)

## ○日常生活で困っていること(障害児の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、障害児の方に日常生活で困っていることをお聞きしたところ、多い答えは、身体障害のみの方では「障害のため、身の回りのことが十分にできない」が61.5%、次いで「緊急時の対応に不安がある」と「災害時の避難に不安がある」が53.8%となっています。

同様に、知的障害のみの方では「緊急時の対応に不安がある」が49.4%、次いで「災害時の避難に不安がある」が42.0%、「将来に不安を感じている」が40.7%となっています。

精神障害のみの方では「友だちとの関係がうまくいかない」が87.5%、次いで「将来に不安を感じている」が75.0%、「緊急時の対応に不安がある」、「災害時の避難に不安がある」、「障害や病気に対する周りの理解が無い」が62.5%となっています。

身体と知的の重複障害の方では「友だちとの関係がうまくいかない」と「障害や病気に対する周りの理解が無い」が72.7%、次いで「外出が大変である」が54.5%となっています。

難病患者では「障害のため、身の回りのことが十分にできない」が66.7%、次いで「障害や病気に対する周りの理解が無い」と「外出が大変である」が41.7%となっています。

発達障害では「友だちとの関係がうまくいかない」が47.2%、次いで「将来に不安を感じている」が36.1%となっています。

このように、日常生活で困っていること(障害児の方)は、障害によって多様です。

【図表：日常生活で困っていること(障害児の方)】

	身体障害のみの方	知的障害のみの方	精神障害のみの方	身体と知的の重複障害の方	難病患者	発達障害
将来に不安を感じている	30.8%	40.7%	75.0%	18.2%	33.3%	36.1%
友だちとの関係がうまくいかない	—	30.9%	87.5%	72.7%	16.7%	47.2%
緊急時の対応に不安がある	53.8%	49.4%	62.5%	27.3%	33.3%	34.3%
障害のため、身の回りのことが十分にできない	61.5%	39.5%	25.0%	18.2%	66.7%	25.9%
災害時の避難に不安がある	53.8%	42.0%	62.5%	—	33.3%	30.6%
障害や病気に対する周りの理解が無い	23.1%	19.8%	62.5%	72.7%	41.7%	23.1%
外出が大変である	46.2%	18.5%	12.5%	54.5%	41.7%	12.0%

## ○地域で安心して暮らすために必要な施策(障害児の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、障害児の方に地域で安心して暮らすために必要な施策をお聞きしたところ、多い答えは、身体障害のみの方では「障害に対する理解の促進」、「日中活動系サービスの充実」が46.2%、次いで「入所施設の充実」が38.5%となっています。

同様に、知的障害のみの方では「雇用・就労支援の充実」が66.7%、次いで「障害に対する理解の促進」が59.3%となっています。

精神障害のみの方では「障害に対する理解の促進」、「教育・育成の充実」が75.0%、次いで「雇用・就労支援の充実」が62.5%となっています。

身体と知的の重複障害の方では「経済的支援の充実」、「グループホームなどの整備」が54.5%、次いで「障害に対する理解の促進」が45.5%となっています。

難病患者では「障害に対する理解の促進」が58.3%、次いで「日中活動系サービスの充実」、「入所施設の充実」が50.0%となっています。

発達障害では「教育・育成の充実」が64.8%、次いで「障害に対する理解の促進」が62.0%、「雇用・就労支援の充実」が54.6%となっています。

このように、地域で安心して暮らすために必要な施策(障害児の方)は、「障害に対する理解の促進」がどの障害においても求められているものの、障害によって必要な施策も多様です。

【図表：地域で安心して暮らすために必要な施策(障害児の方)】

	身体障害のみの方	知的障害のみの方	精神障害のみの方	身体と知的の重複障害の方	難病患者	発達障害
障害に対する理解の促進	46.2%	59.3%	75.0%	45.5%	58.3%	62.0%
教育・育成の充実	23.1%	45.7%	75.0%	18.2%	41.7%	64.8%
雇用・就労支援の充実	7.7%	66.7%	62.5%	27.3%	41.7%	54.6%
日中活動系サービスの充実	46.2%	45.7%	50.0%	27.3%	50.0%	26.9%
経済的支援の充実	—	33.3%	37.5%	54.5%	25.0%	28.7%
入所施設の充実	38.5%	23.5%	—	18.2%	50.0%	11.1%
グループホームなどの整備	7.7%	23.5%	—	54.5%	8.3%	7.4%

### ■子どもの育ち及び家庭への支援における課題

- ・障害児に関する相談件数が増加していることから、相談支援体制が一層充実し適切な支援につながること
- ・子どもの成長や発達・進路に関する相談支援と子どもの成長段階や特性に応じた専門訓練が充実すること
- ・保育士・教員等の資質向上を図るとともに、保育(福祉)と教育が連携し、切れ目のない支援が受けられること
- ・障害のあるなしに関わらず、共に地域で育ちあう環境を確保すること
- ・医療、保健、障害福祉、保育、子育て、教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児が身近な地域で育ち、支援を受けられるように支援体制を構築すること

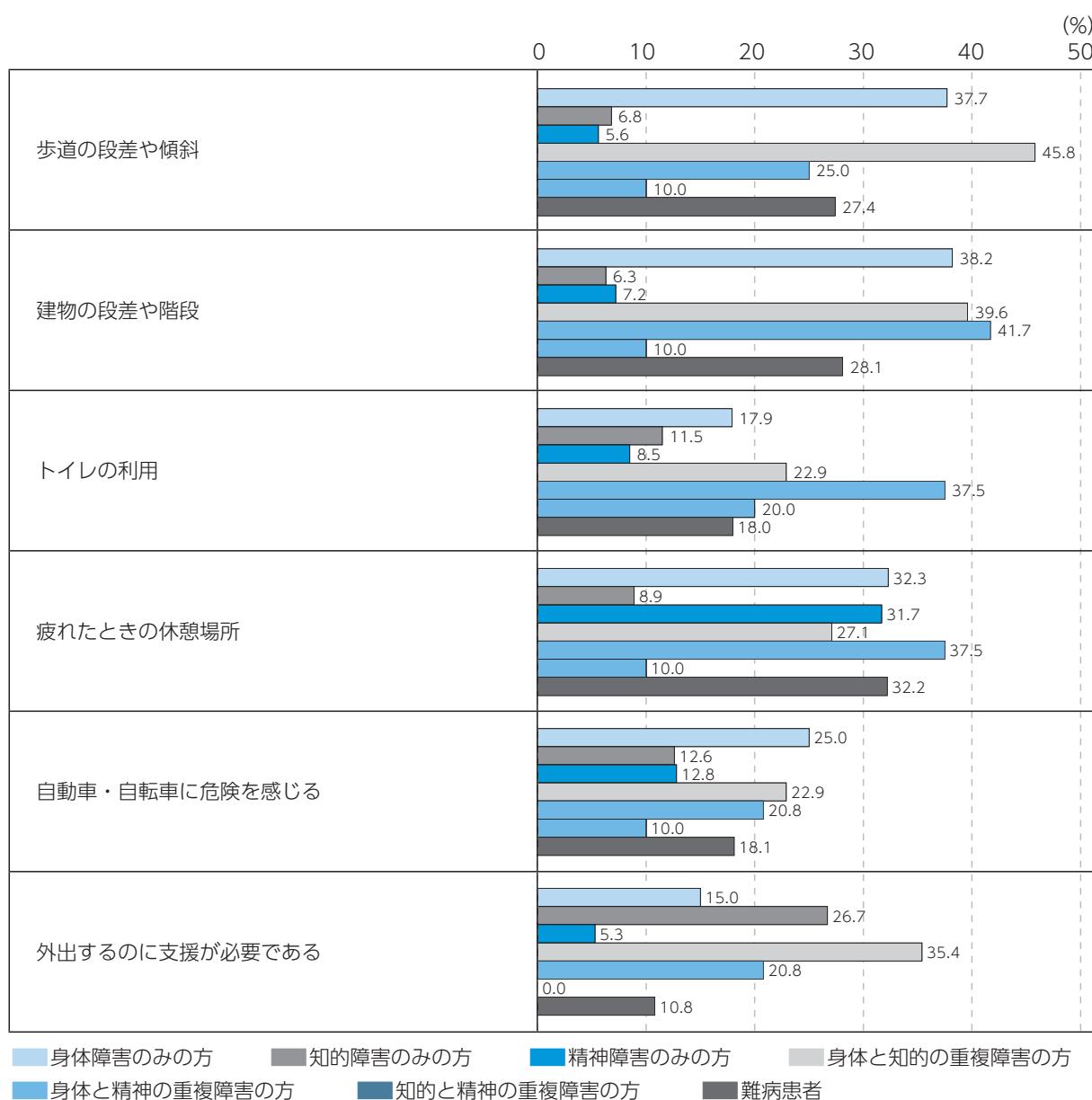
## (6)バリアフリー(ソフト・ハード)の推進について

### ○外出の際に困っていること(在宅の方)(実態・意向調査より)

意向調査で、在宅の方に外出の際に困っていることをお聞きしたところ、いずれの障害でも上位3つ以内の答えとして最も多いのは「疲れたときの休憩場所」で、次いで「歩道の段差や傾斜」、「建物の段差や階段」となっています。

これ以外の項目では、「トイレの利用」で身体と精神の重複障害の方が37.5%と多く答えています。同様に、「自動車・自転車に危険を感じる」では身体障害のみの方が25.0%、「外出するのに支援が必要である」では身体と知的の重複障害の方が35.4%と多く答えています。

【図表：外出の際に困っていること(在宅の方)】

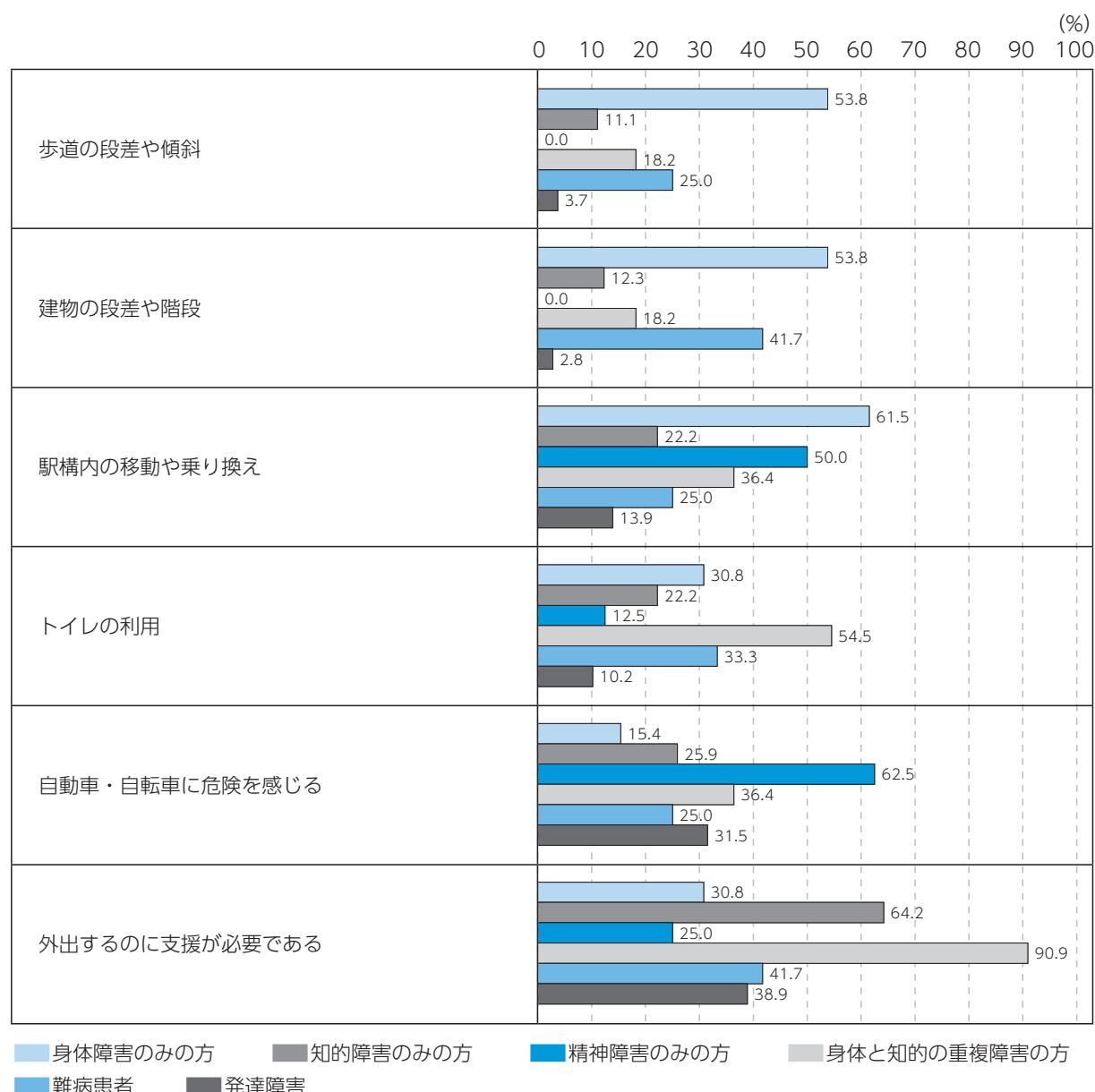


## ○外出の際に困っていること(障害児の方)(実態・意向調査より)

意向調査で、障害児の方に外出の際に困っていることをお聞きしたところ、いずれの障害でも上位3つ以内の答えとして最も多いのは「駅構内の移動や乗り換え」、「外出するのに支援が必要である」で、次いで「自動車・自転車に危険を感じる」、「トイレの利用」となっています。

これ以外の項目では、「歩道の段差や傾斜」で身体障害のみの方が53.8%と多く答えています。同様に、「建物の段差や階段」では身体障害のみの方が53.8%、難病患者が41.7%と多く答えています。

【図表：外出の際に困っていること(障害児の方)】



## ○心のバリアフリーを進めていくために必要なこと(在宅の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、在宅の方に心のバリアフリー<sup>\*9</sup>を進めていくために必要なことをお聞きしたところ、いずれの障害でも上位3つ以内の答えとして最も多いのは「障害者の一般就労の促進」、「学校や生涯学習での障害に関する教育や情報提供」で、次いで「障害や障害者の生活を伝えるパンフレットの発行」となっています。

これ以外の項目では、「地域や学校等でともに学び、ともに暮らすこと」で知的障害のみの方が29.8%と多く答えています。同様に、「地域や学校等で交流の機会を増やすこと」では知的障害のみの方が24.1%、「障害者作品展やイベントの開催」では身体と知的の重複障害の方が22.9%と多く答えています。

【図表：心のバリアフリーを進めていくために必要なこと(在宅の方)】

	身体障害のみの方	知的障害のみの方	精神障害のみの方	身体と知的の重複障害の方	身体と精神の重複障害の方	知的と精神の重複障害の方	難病患者
障害者の一般就労の促進	20.5%	39.8%	52.3%	18.8%	16.7%	30.0%	30.1%
学校や生涯学習での障害に関する教育や情報提供	21.0%	25.7%	24.0%	16.7%	8.3%	10.0%	26.0%
障害や障害者の生活を伝えるパンフレットの発行	19.7%	20.4%	22.7%	20.8%	4.2%	10.0%	16.3%
地域や学校等でともに学び、ともに暮らすこと	14.3%	29.8%	16.3%	20.8%	—	20.0%	20.9%
地域や学校等で交流の機会を増やすこと	12.9%	24.1%	13.1%	20.8%	8.3%	10.0%	17.4%
障害者作品展やイベントの開催	3.9%	13.6%	6.4%	22.9%	16.7%	—	3.3%

\*9 心のバリアフリー 障害に対する差別や偏見、誤解や理解不足などからくる「心の障壁(バリア)」を無くし、社会の中で障害があることによる不利益を受けることなく、障害がある人もない人も共に生活できる社会を実現していくこと。

## ○心のバリアフリーを進めていくために必要なこと(障害児の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、障害児の方に心のバリアフリーを進めていくために必要なことをお聞きしたところ、いずれの障害でも上位3つ以内の答えとして最も多いのは「地域や学校等とともに学び、ともに暮らすこと」で、次いで「地域や学校等で交流の機会を増やすこと」、「学校や生涯学習での障害に関する教育や情報提供」、「障害者の一般就労の促進」となっています。

これ以外の項目では、「障害や障害者の生活を伝えるパンフレットの発行」で精神障害のみの方が25.0%、身体障害のみの方が23.1%と多く答えています。同様に、「障害についての講演会や疑似体験会の開催」では精神障害のみの方が37.5%と多く答えています。

【図表：心のバリアフリーを進めていくために必要なこと(障害児の方)】

	身体障害のみの方	知的障害のみの方	精神障害のみの方	身体と知的重複障害の方	難病患者	発達障害
障害や障害者の生活を伝えるパンフレットの発行	23.1%	11.1%	25.0%	9.1%	—	11.1%
地域や学校等で交流の機会を増やすこと	53.8%	56.8%	50.0%	72.7%	58.3%	42.6%
地域や学校等とともに学び、ともに暮らすこと	53.8%	63.0%	50.0%	54.5%	58.3%	69.4%
学校や生涯学習での障害に関する教育や情報提供	46.2%	48.1%	62.5%	45.5%	41.7%	63.0%
障害についての講演会や疑似体験会の開催	15.4%	11.1%	37.5%	18.2%	25.0%	16.7%
障害者の一般就労の促進	30.8%	59.3%	37.5%	63.6%	41.7%	44.4%

### ■バリアフリー(ソフト・ハード)の推進における課題

- ・道や施設のハード面と、自転車のマナーを守る等ソフト面の両面のバリアフリーが推進されること
- ・学校や職場等を含めた地域全体で障害者に対する理解が進むこと
- ・障害の特性に応じて、適切な媒体によるわかりやすい情報提供が推進されること
- ・障害者・児の社会参加の機会を増やすとともに、学校での福祉教育の推進を図ること
- ・障害を理由とする差別の解消に向けた周知・啓発を図ること

## (7)防災・災害対策について

### ○災害発生時に困ること(在宅の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、在宅の方に災害発生時に困ることをお聞きしたところ、いずれの障害でも上位3つ以内の答えとして最も多いのは「1人では避難できない」、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」、「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」で、次いで「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」となっています。

これ以外の項目では、「助けを求める方法がわからない」で知的障害のみの方が29.8%と多く答えていますが、他の障害の方々も15~20%前後の答えでした。同様に、「避難所の設備が障害に対応しているか不安」では身体と知的の重複障害の方が33.3%と多く答えていますが、他の障害の方々も20~25%前後の答えでした。

【図表：災害発生時に困ること(在宅の方)】

	身体障害のみの方	知的障害のみの方	精神障害のみの方	身体と知的の重複障害の方	身体と精神の重複障害の方	知的と精神の重複障害の方	難病患者
助けを求める方法がわからない	15.4%	29.8%	18.4%	22.9%	20.8%	20.0%	12.5%
1人では避難できない	30.0%	44.5%	13.9%	56.3%	41.7%	40.0%	20.0%
避難所の設備が障害に対応しているか不安	27.1%	19.9%	21.6%	33.3%	20.8%	20.0%	21.3%
避難所で必要な支援が受けられるか不安	33.0%	34.6%	33.1%	35.4%	25.0%	20.0%	29.3%
避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい	16.3%	33.0%	38.9%	41.7%	33.3%	30.0%	16.5%
薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安	44.7%	25.1%	63.5%	31.3%	50.0%	30.0%	57.0%

## ○災害発生時に困ること(障害児の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、障害児の方に災害発生時に困ることをお聞きしたところ、いずれの障害でも上位3つ以内の答えとして最も多いのは「1人では避難できない」、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」で、次いで「避難所の設備が障害に対応しているか不安」、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」となっています。

これ以外の項目では、「助けを求める方法がわからない」で身体と知的の重複障害の方が63.6%と多く答えています。同様に、「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」では難病患者が58.3%、身体と知的の重複障害の方が54.5%と多く答えています。

【図表：災害発生時に困ること(障害児の方)】

	身体障害のみの方	知的障害のみの方	精神障害のみの方	身体と知的の重複障害の方	難病患者	発達障害
助けを求める方法がわからない	23.1%	29.6%	37.5%	63.6%	33.3%	26.9%
1人では避難できない	69.2%	75.3%	75.0%	90.9%	66.7%	57.4%
避難所の設備が障害に対応しているか不安	69.2%	39.5%	87.5%	63.6%	41.7%	37.0%
避難所で必要な支援が受けられるか不安	53.8%	61.7%	87.5%	100.0%	66.7%	54.6%
避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい	46.2%	53.1%	75.0%	36.4%	41.7%	52.8%
薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安	46.2%	17.3%	12.5%	54.5%	58.3%	17.6%

## ○災害に対する備え(在宅の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、在宅の方に災害に対する備えをお聞きしたところ、いずれの障害でも上位3つ以内の答えとして最も多いのは「非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄(3日分程度)をしている」、「疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている」で、次いで「日頃から家族で災害時の対応を話し合っている」と「特がない」となっています。

これ以外の項目では、「文京区の「避難行動要支援者名簿」に登録している」で身体と知的の重複障害の方が22.9%と多く答えています。同様に、「家具に転倒防止器具を取り付けている」では身体と知的の重複障害の方が25.0%と多く答えていますが、他の障害の方々も20%前後の答えでした。

【図表：災害に対する備え(在宅の方)】

	身体障害のみの方	知的障害のみの方	精神障害のみの方	身体と知的の重複障害の方	身体と精神の重複障害の方	知的と精神の重複障害の方	難病患者
日頃から家族で災害時の対応を話し合っている	21.3%	34.0%	14.1%	29.2%	12.5%	10.0%	24.3%
非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄(3日分程度)をしている	34.0%	33.0%	27.5%	22.9%	16.7%	20.0%	41.9%
疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている	26.9%	16.8%	25.9%	20.8%	20.8%	10.0%	33.3%
文京区の「避難行動要支援者名簿」に登録している	10.3%	17.8%	4.8%	22.9%	8.3%	10.0%	5.1%
家具に転倒防止器具を取り付けている	18.1%	19.9%	12.0%	25.0%	16.7%	20.0%	18.5%
特がない	23.5%	21.5%	35.7%	14.6%	33.3%	10.0%	23.2%

## ○災害に対する備え(障害児の方) (実態・意向調査より)

意向調査で、障害児の方に災害に対する備えをお聞きしたところ、いずれの障害でも上位3つ以内の答えとして最も多いのは「非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄(3日分程度)をしている」で、次いで「日頃から家族で災害時の対応を話し合っている」、「文京区の「避難行動要支援者名簿」に登録している」となっています。

これ以外の項目では、「疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている」で身体と知的の重複障害の方が27.3%と多く答えています。同様に、「家具に転倒防止器具を取り付けている」では身体と知的の重複障害の方が36.4%と多く答えていますが、他の障害の方々も20%前後の答えでした。また、「特がない」では身体と知的の重複障害の方が27.3%と多く答えています。

【図表：災害に対する備え(障害児の方)】

	身体障害のみの方	知的障害のみの方	精神障害のみの方	身体と知的の重複障害の方	難病患者	発達障害
日頃から家族で災害時の対応を話し合っている	30.8%	24.7%	25.0%	18.2%	16.7%	31.5%
非常時持ち出し品の用意、非常食等の備蓄(3日分程度)をしている	53.8%	55.6%	50.0%	45.5%	50.0%	53.7%
疾病等で必要な薬や医療機関の連絡先などを備えている	15.4%	9.9%	—	27.3%	16.7%	9.3%
文京区の「避難行動要支援者名簿」に登録している	46.2%	29.6%	12.5%	36.4%	33.3%	13.9%
家具に転倒防止器具を取り付けている	23.1%	23.5%	25.0%	36.4%	16.7%	28.7%
特がない	—	14.8%	12.5%	27.3%	8.3%	—

### ■防災・災害における課題

- ・発災時の障害者・児の安否確認や避難誘導等、地域での支援体制が強化されること
- ・障害者が利用しやすいよう避難所の設備が整備され、必要な支援が受けられること
- ・災害時においても医療が確保されること



## 第 4 章

# 主要項目及び その方向性



## 第4章

# 主要項目及びその方向性

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備を推進するために、区が今後3か年で推進していく主要項目を以下の5つに分類しました。各項目について方向性を掲げ、その達成に向けた取り組みを進めていきます。

## (1)自立に向けた地域生活支援の充実

障害者が自らの望む地域で自立した生活を営み、社会参加を実現するために、障害の特性及び生活の実態に応じた適切な支援の提供や、地域生活を継続するための障害福祉サービスの基盤整備等が必要です。

そのため、グループホームや通所施設等の整備を進めることで地域での生活の場を確保するとともに、ライフステージやライフスタイルによって多様化するニーズを考慮しながら、利用者それぞれの障害の特性や状況に応じたサービスを適正に提供し、障害者の地域生活に必要な支援の充実を図っていきます。

さらに、障害者施設入所者や病院に入院している障害者に対して、地域移行や地域定着に向けた支援を推進するとともに、地域で安心して生活し続けるために関係機関の連携等、支援体制の構築を図っていきます。

また国の基本指針<sup>\*10</sup>では、障害者の地域生活に必要な機能の整備として、相談支援体制や地域のネットワーク作り、緊急時の受入などに対応する地域生活支援拠点を、平成32年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも1か所整備することを目標にしています。区においても地域自立支援協議会等で協議・検討し、整備に向けた取組みを行っていきます。

---

\*10 基本指針：障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19に規定する厚生労働省の定める基本指針(平成18年厚生労働省告示395号)。これにより、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたっては、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等を設定することとされている。

## (2)相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者がいきいきと自分らしい生活を送るために、障害福祉サービス等の必要な情報が適切に入手でき、また、困ったことや日常生活のことについて、気軽に相談できる場が身近にあることが大切です。

そのため、障害特性を踏まえて、障害福祉サービス等の情報を提供するとともに、地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと関係機関が連携しながら、専門的かつ継続的な相談支援が行えるよう体制を構築することで、相談支援の充実を図っていきます。

また、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害を理由とした不当な差別的取扱い等を受けることなく、障害者の権利が十分に守られ、地域で安心して暮らせる社会であることが大切です。

障害者権利条約の締結、障害者差別解消法の施行を踏まえ、関係機関との連携を強化し、差別のない共生社会の実現を目指します。また、成年後見制度のさらなる普及啓発、意思決定支援の質の向上等に取組むことに加え、障害者虐待の防止に向けた地域のネットワークづくりや養護者への支援等を進めることにより、障害者が安心して地域生活が送れるよう支援を行っていきます。

## (3)障害者が安心して働き続けられる就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るために、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な雇用の場が必要です。また、障害者雇用促進法で定める法定雇用率の引き上げ等により企業の採用意欲が高まる中、障害者への支援だけでなく、受け入れ側である企業への支援も求められています。

そのため、就労関係機関の中心となる障害者就労支援センターの専門性を高めるとともに、企業実習の支援等機能の充実を図り、よりきめ細やかな支援を行っていきます。加えて、就業している障害者が長く働き続けられるよう、就労に伴う生活面の課題への対応など就労定着支援についても取組みを推進していきます。

また、福祉的就労の底上げを図るため、福祉施設における利用者の工賃を上げる取組みを行うとともに、利用者の就労に関する知識や能力の向上を図っていきます。

## (4)子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していくためには、子どもの発達や成長等に関して気軽に相談できる場や、障害の早期発見や早期療育、子どもの成長段階に応じた適切な支援が必要です。また、子どもを取り巻く関係機関が連携しながら、切れ目のない継続した支援を行うことが重要です。

教育センターにおいて、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の総合相談窓口を設置しており、保護者等への発達に関する助言・指導の実施及び必要に応じた専門訓練等、子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいて、関係機関との連携の強化を図ることで、子どもの成長段階に応じた適切な支援を行い、切れ目のない療育の充実を図っていきます。

また、障害の有無に関わらず、全ての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指すため、障害児と健常児が共に育ちあう環境を整えるとともに、遊び等の様々な経験を通して、障害や障害児への理解を促していきます。

さらに、仕事と子育ての両立を含めた障害のある子どもの保護者の支援を図るとともに、就学児に対しては、生活能力向上のための必要な訓練と併せて社会との交流促進を図るための居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

医療的ケア児の支援について、保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児が身近な地域で育ち、必要な支援が受けられるように障害児支援の充実を図っていきます。

## (5)ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者を含めた全ての人が安心・安全に暮らし、積極的に社会参加するためには、3つのバリアフリーを推進していく必要があります。

3つのバリアとは、「まちのバリア」、「心のバリア」、「情報のバリア」を指します。これらの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。また、「情報のバリアフリー」では、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を入手できるための取組みを推進し、「心のバリアフリー」では、学校や職場などを始めとする、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組みを行います。

このようにハード面・ソフト面の障壁を取り除く取組みを進め、当事者が主体的に社会参画でき心豊かな生活を送ることのできる、ノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会の実現を目指します。

また、災害時や緊急事態に対応するために、避難行動要支援者への支援体制の充実を図るとともに、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、地域の災害対応力を高めていきます。あわせて、在宅避難者への支援を的確に行うとともに、障害特性に配慮した避難スペースやトイレのバリアフリー化など、障害者に配慮した避難所や福祉避難所の整備を進め、災害時における障害者への支援の充実を図ります。

さらに、障害特性に応じた災害時の情報の入手や、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通への支援など、災害・緊急事態における障害特性に応じた支援体制を充実させていきます。

## 第5章

---

# 計画の体系



## 第5章 計画の体系

### 【体系の記載例】

小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期*
1 まちのバリアフリーリーの推進	(1) 文京区バリアフリー基本構想の推進				
	2 道のバリアフリーの推進				

#### 【計画事業について】

- 番号：計画事業を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ( )付番号：進行管理の対象外の事業です。
- 他の分野別計画で進行管理の対象とする事業は、計画事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。  
 地：地域福祉保健の推進計画  
 子：子育て支援計画  
 保：保健医療計画
- ◆：第5期障害福祉計画(平成30年度～32年度)において、年度ごとの利用者数、量の見込みを定めることとされたものです。

その事業の対象となるライフステージの範囲を示しています。

※高齢期については、65歳以上と40歳以上65歳未満の方で介護保険サービスが利用できる方は、介護保険サービスが優先されます。

### 1 自立に向けた地域生活支援の充実

小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
1 個に応じた日常生活への支援	1 居宅介護(ホームヘルプ)◆				
	2 重度訪問介護◆				
	3 同行援護◆				
	4 行動援護◆				
	5 重度障害者等包括支援◆				
	6 生活介護◆				
	7 療養介護◆				
	8 短期入所(ショートステイ)◆				
	(9) 補装具費の支給				
	10 手話通訳者・要約筆記者派遣事業◆				
	11 手話通訳者設置事業◆				
	12 日常生活用具給付◆				
	13 移動支援◆				
	14 日中短期入所事業◆				
	(15) 緊急一時介護委託費助成				
	16 短期保護				
	17 福祉タクシー				
	18 地域生活安定化支援事業				
	19 日中活動系サービス施設の整備				
	20 地域生活支援拠点の整備◆				
	(21) 共生型サービス				

## 1 自立に向けた地域生活支援の充実

小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
2 事業者への 支援・指導	(1) 福祉サービス第三者評価制度の利用促進				
	(2) 障害福祉サービス事業者等への指導・監査				
	(3) 障害者施設職員等の育成・確保				
	4 障害福祉サービス等事業者連絡会の運営				
3 生活の場の 確保	1 グループホームの拡充				
	2 共同生活援助(グループホーム)◆				
	3 施設入所支援◆				
	4 自立生活援助◆				
	(5) 居住支援の推進				
4 地域生活への 移行及び 地域定着支援	1 福祉施設入所者の地域生活への移行◆				
	2 入院中の精神障害者の地域生活への移行◆				
	3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築◆				
	4 精神障害者の地域定着支援体制の強化				
	5 地域移行支援◆				
	6 地域定着支援◆				
5 生活訓練の 機会の確保	1 精神障害回復途上者デイケア事業				
	2 地域活動支援センター◆				
	3 自立訓練(機能訓練・生活訓練)◆				
	4 難病リハビリ教室				
6 保健・医療 サービスの充実	(1) 自立支援医療				
	(2) 難病医療費助成				
	(3) 障害者(児)歯科診療事業				
	(4) 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業				
	5 精神保健・難病相談				
7 経済的支援	(1) 福祉手当の支給				
	(2) 児童育成手当の支給				
	(3) 利用者負担の軽減				

## 2 相談支援の充実と権利擁護の推進

小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
1 相談支援体制の整備と充実	(1) 総合的な相談支援体制の構築				
	2 計画相談支援◆				
	3 地域移行支援◆ 【再掲1-4-5】				
	4 地域定着支援◆ 【再掲1-4-6】				
	5 相談支援事業◆				
	6 地域自立支援協議会の運営				
	(7) 障害者基幹相談支援センターの運営				
	(8) 身体障害者相談員・知的障害者相談員				
	(9) 障害福祉サービス等の情報提供の充実				
	10 地域安心生活支援事業 保2-3-2				
	(11) 意思決定支援の在り方の検討				
	12 小地域福祉活動の推進 地1-1-1				
	(13) 民生委員・児童委員による相談援助活動【再掲5-6-5】				
2 権利擁護・成年後見等の充実	1 福祉サービス利用援助事業の促進 地3-3-1				
	2 成年後見制度の利用促進◆ 地3-3-4				
	(3) 法人後見の受任				
	(4) 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実				
	(5) 障害者・児虐待防止対策支援事業				
	6 障害者差別解消支援地域協議会の運営				

## 3 障害者が安心して働き続けられる就労支援

小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
1 就労支援体制の確立	1 障害者就労支援の充実				
	(2) 就労支援ネットワークの構築・充実				
	3 就労促進助成事業				
2 職場定着支援の推進	1 就業先企業への支援				
	2 安定した就業継続への支援				
	(3) 就労者への余暇支援				
3 福祉施設等での就労支援	1 福祉施設から一般就労への移行◆				
	2 就労移行支援◆				
	3 就労継続支援(A型・B型)◆				
	4 就労定着支援◆				
	(5) 福祉の就労の充実				
	(6) 障害者施設優先調達法に基づいた物品調達の推進				
	7 日中活動系サービス施設の整備【再掲1-1-19】				
4 就労機会の拡大	(1) 区の業務における就労機会の拡大				
	(2) 障害者雇用の普及・啓発				
	(3) 地域雇用開拓の促進				

#### 4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
1 障害のある 子どもの 健やかな成長	1 乳幼児健康診査 保1-4-2	◆			
	2 発達健康診査	◆			
	(3) 総合相談事業の充実	◆	◆		
	(4) 発達に関する情報の普及啓発	◆	◆	◆	
	(5) 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業 【再掲1-6-4】	◆	◆	◆	◆
2 相談支援の 充実と 関係機関の 連携の強化	1 児童発達支援センターの運営	◆	◆		
	(2) 多様な支援機関の連携	◆	◆		
	3 医療的ケア児支援体制の構築◆	◆	◆	◆	
	4 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置◆	◆	◆	◆	
	(5) 繼続支援体制の充実	◆	◆		
	(6) 個別の支援計画の作成	◆	◆		
	(7) 専門家アウトリーチ型支援	◆	◆		
	8 障害児相談支援◆	◆	◆		
	9 医療的ケア児在宅レスパイト事業	◆	◆		
	10 障害児通所支援事業所における重症心身障害児の支援充実に向けた検討◆	◆	◆		
3 乳幼児期・ 就学前の支援	1 児童発達支援◆	◆	◆		
	2 医療型児童発達支援◆	◆	◆		
	3 居宅訪問型児童発達支援◆	◆	◆		
	4 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト 【再掲4-5-9】	◆	◆		
	5 保育園障害児保育	◆	◆		
	6 幼稚園特別保育	◆	◆		
	7 就学前相談体制の充実	◆	◆		
	(8) 総合相談事業の充実 【再掲4-1-3】	◆	◆		
	(9) 専門家アウトリーチ型支援 【再掲4-2-7】	◆	◆		
4 学齢期の支援	(1) 総合相談事業の充実 【再掲4-1-3】	◆	◆		
	2 特別支援教育の充実	◆	◆		
	(3) 育成室の障害児保育	◆	◆		
	4 バリアフリーパートナー事業	◆	◆		
	(5) 個に応じた指導の充実	◆	◆		
	(6) 交流及び共同学習支援員配置事業	◆	◆		
	(7) 特別支援教育担当指導員配置事業	◆	◆		
	(8) 専門家アウトリーチ型支援 【再掲4-2-7】	◆	◆		
	9 放課後等デイサービス◆	◆	◆		
	10 居宅訪問型児童発達支援 【再掲4-3-3】	◆	◆		
5 障害の有無に 関わらず、 地域で過ごし 育つ環境づくり	1 保育園障害児保育 【再掲4-3-5】	◆	◆		
	2 幼稚園特別保育 【再掲4-3-6】	◆	◆		
	(3) 育成室の障害児保育 【再掲4-4-3】	◆	◆		
	(4) 交流及び共同学習支援員配置事業【再掲4-4-6】	◆	◆		
	(5) ぴよぴよひろば(親子ひろば事業)	◆	◆		
	(6) 子育てひろば	◆	◆		
	(7) 児童館	◆	◆		
	(8) b-lab(文京区青少年プラザ)	◆	◆		
	9 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト	◆	◆		

## 5 ひとにやさしいまちづくりの推進

小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
1 まちの バリアフリーの 推進	(1) 文京区バリアフリー基本構想の推進				
	2 道のバリアフリーの推進 地2-1-1				
	(3) 文京区福祉のまちづくりに係る 共同住宅等整備要綱に基づく指導				
	(4) 総合的自転車対策の推進				
	(5) 公園再整備事業				
	6 公衆・公園等トイレの整備事業 地2-1-6				
	(7) コミュニティバス運行				
	(8) ごみの訪問収集				
2 心の バリアフリーの 推進	1 障害及び障害者・児に対する理解の促進 (理解促進研修・啓発事業)◆				
	2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実				
	(3) 障害者事業を通じた地域参加				
	(4) 障害者差別解消に向けた取組の推進				
3 情報の バリアフリーの 推進	(1) 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進				
	(2) 情報バリアフリーの推進				
	(3) 図書館利用に障害のある方への 図書館資料の貸出				
4 防災・安全 対策の充実	(1) ヘルプカードの普及・啓発				
	(2) 避難行動要支援者への支援				
	3 福祉避難所の拡充 地3-4-4				
	(4) 避難所運営協議会の運営支援				
	5 災害ボランティア体制の整備 地3-4-3				
	6 耐震改修促進事業 地3-4-5				
	7 家具転倒防止器具設置費用助成 地3-4-6				
	(8) 緊急通報・火災安全システムの設置				
5 地域との交流 及び文化活動・ スポーツ等への 参加支援	(1) 障害者事業を通じた地域参加 【再掲5-2-3】				
	(2) 地域に開かれた施設運営				
	3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実 【再掲5-2-2】				
	(4) 心身障害者・児レクリエーション				
	(5) 障害者スポーツ等の推進				
6 地域福祉の 担い手への 支援	1 ボランティア活動への支援 地1-1-3				
	2 手話奉仕員養成研修事業				
	3 ふれあいきいきサロン 地1-1-6				
	4 ファミリー・サポート・センター事業 子3-1-3				
	(5) 民生委員・児童委員による相談援助活動				
	(6) 話し合い員による訪問活動				
	7 自発的活動支援事業◆				
	(8) 地域活動情報サイト				



## 第6章

# 計画事業



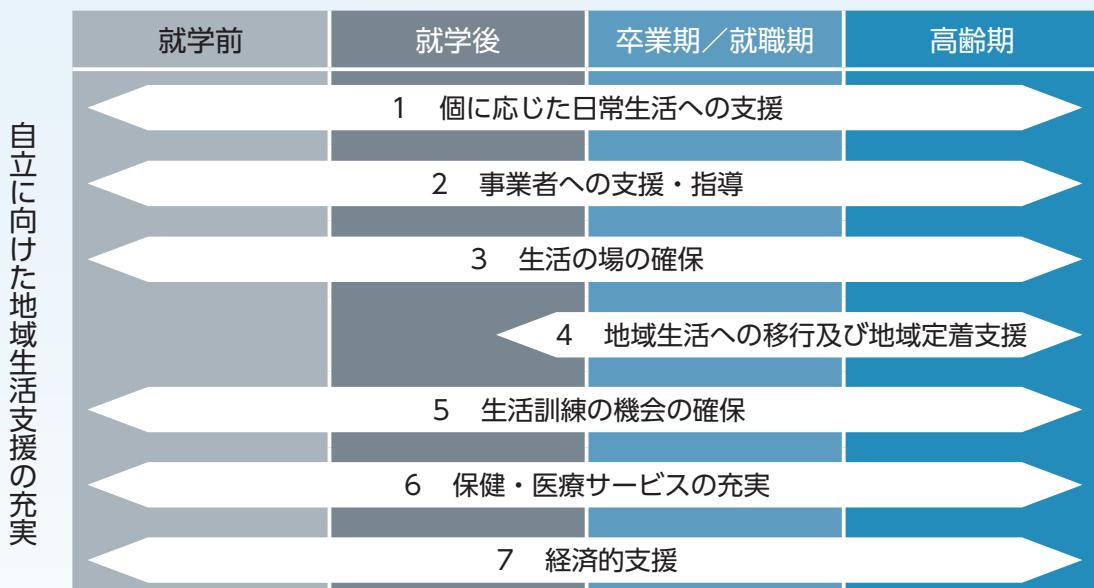
## 第6章 計画事業

### 1 自立に向けた地域生活支援の充実

#### 計画の方針

障害者自らが望む生活を選択でき、地域で自立した生活を送るために、日常生活を支援するサービスの充実や生活の場の確保に向けた取組みを進め、生活訓練の機会の確保、保健・医療サービスの充実に努めていきます。さらに、生涯にわたって地域で安心して住み続けられるよう、地域移行及び地域定着促進に向けた支援体制整備の推進や地域生活を支援するための拠点整備を行い、障害者が住み慣れた地域で継続して生活するための支援をしていきます。

また、障害者が安心してサービスを利用できるよう、事業者への支援や指導を行うことで、サービスの質の向上や職員等の育成を図っていきます。



## 1-1 個に応じた日常生活への支援

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、居宅介護等の訪問系サービス、生活介護等の中活動系サービスをはじめとする各種障害福祉サービスを個別のニーズやライフステージの変化に応じて適切に提供し、日常生活への支援を行っています。

事業名	1-1-1 居宅介護(ホームヘルプ)◆				
事業概要	介護が必要な障害者・児に対して、自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・掃除・洗濯等の家事援助及び通院の介助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	【居宅における身体介護】実利用者数	135人	138人	141人	145人
	【居宅における身体介護】延利用時間	10,878時間	13,084時間	13,327時間	13,651時間
	【家事援助】実利用者数	137人	140人	143人	147人
	【家事援助】延利用時間	9,636時間	10,710時間	10,920時間	11,200時間
	【通院等介助】実利用者数	80人	82人	83人	84人
対象ライフステージ	【通院等介助】延利用時間	5,029時間	5,571時間	5,634時間	5,697時間
	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

### 計画事業の表記について

- 事業概要欄には事業趣旨・目的を表記し、可能なものは年度ごと又は平成32年度末の事業量の見込み(もしくは数値目標)を表記しています。
- 実績及び事業量は、年間の数値を表しています。
- ◆は、障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19に規定する厚生労働省の定める基本指針(平成18年6月26日厚生労働省告示第395号)において、年度ごとの利用者数、量の見込みを定めることとされたものです。
- ※は、用語の説明です。

事業名	1-1-2 重度訪問介護◆				
事業概要	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常に介護を必要とする人に、自宅における入浴・排せつ・食事の介護・調理・掃除・洗濯等の家事やその他生活全般にわたる援助、外出時における移動支援等を総合的に行い、自立した日常生活や社会生活を支援する。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	実利用者数	28人	32人	32人	32人
	延利用時間	55,473時間	66,985時間	66,985時間	66,985時間
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	※	○	○	○	

※ 15歳以上で、児童相談所長が利用することを認めた場合、障害者とみなし、支給の要否を決定する。

事業名	1-1-3 同行援護◆				
事業概要	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時ににおいて当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図る。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	実利用者数	77人	81人	83人	85人
	延利用時間	23,728時間	24,061時間	24,229時間	24,399時間
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-4 行動援護◆				
事業概要	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で、常に介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、その他行動する際の必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を支援する。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	実利用者数	1人	2人	2人	2人
	延利用時間	82時間	720時間	720時間	720時間
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-5 重度障害者等包括支援◆				
事業概要	常時介護を要し、その介護の必要の程度が高く、意思疎通を図ることに著しい支障のある障害者・児に対して、居宅介護その他の支援を包括的に行うことにより、身体能力や日常生活能力の維持を図る。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	実利用者数	0人	1人	1人	1人
	延利用時間	0時間	4,968時間	4,968時間	4,968時間
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-6 生活介護◆				
事業概要	常に介護を必要とする障害者に、昼間において、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動の提供等の支援を行い、日常生活能力の維持・向上を図る。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	実利用者数	249人	261人	268人	275人
	延利用日数	55,334日	57,420日	58,960日	60,500日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

<b>事業名</b>	1-1-7 療養介護◆				
<b>事業概要</b>	医療及び常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行い、また、医療を提供することで、身体能力や日常生活能力の維持・向上を図る。				
<b>3年間の事業量</b>	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	実利用者数	10人	10人	10人	10人
	延利用日数	3,650日	3,660日	3,660日	3,660日
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

<b>事業名</b>	1-1-8 短期入所(ショートステイ)◆				
<b>事業概要</b>	自宅で介護する人が病気や休養を要する場合に、障害者・児が施設等に短期入所し、入浴、排せつ、食事の介護、その他必要な支援を受けることで、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。				
<b>3年間の事業量</b>	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	【福祉型】実利用者数	113人	139人	153人	167人
	【福祉型】延利用日数	3,714日	4,698日	5,190日	5,682日
	【医療型】実利用者数	6人	8人	9人	10人
	【医療型】延利用日数	310日	414日	466日	518日
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

<b>事業名</b>	1-1-9 補装具費の支給				
<b>事業概要</b>	障害者・児に対し身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具の支給又は修理にかかる費用を助成することにより、自立した日常生活の促進を図る。				
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-10 手話通訳者・要約筆記者派遣事業◆				
事業概要	聴覚等の障害のため、意思疎通を図るために支障がある障害者・児に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、社会参加の促進を図る。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	派遣件数	828件	865件	870件	880件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○	○	○

事業名	1-1-11 手話通訳者設置事業◆				
事業概要	聴覚障害者等が手話通訳を通じて意思の疎通を円滑に行い社会参加の促進を図るために、文京シビックセンター等に手話通訳者を設置する。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	通訳者数	—	3名	3名	3名
対象ライフステージ	対応件数	—	240件	240件	240件
	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○	○	○

事業名	1-1-12 日常生活用具給付◆				
事業概要	重度の障害者・児に日常生活用具の給付及び住宅設備改善費用の助成を行うことにより、日常生活の便宜を図る。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	実利用者数	404人	413人	415人	417人
対象ライフステージ	実施件数	1,834件	1,858件	1,865件	1,873件
	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○	○	○

<b>事業名</b>	1-1-13 移動支援◆				
<b>事業概要</b>	屋外での移動が困難な障害者・児に対して、ヘルパーによる外出のための必要な支援を行うことで、自立生活及び社会参加の促進を図る。				
<b>3年間の事業量</b>	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	実利用者数	333人	347人	354人	361人
	延利用時間	46,710時間	48,670時間	49,650時間	50,630時間
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

<b>事業名</b>	1-1-14 日中短期入所事業◆				
<b>事業概要</b>	自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で、宿泊を伴わずに、日中の見守り・入浴・排せつ・食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。				
<b>3年間の事業量</b>	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	実利用者数	45人	54人	59人	65人
	延利用回数	841回	1,017回	1,118回	1,230回
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

<b>事業名</b>	1-1-15 緊急一時介護委託費助成				
<b>事業概要</b>	障害者・児を日常的に介護している家族が、冠婚葬祭や疾病等の理由により一時的に介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護を受けた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を障害者本人に助成する。ただし、障害者の配偶者、直系血族及び同居親族を除く介護人の事前登録が必要となる。				
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-16 短期保護				
事業概要	心身障害者・児の介護にあたっている家族等が疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難な場合に、文京藤の木荘(文京槐の会内)において、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担を軽減する。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	実利用者数	81人	73人	73人	73人
	延利用時間	7,506時間	6,755時間	6,755時間	6,755時間
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-17 福祉タクシー				
事業概要	身体障害者等の社会生活の利便性を図るとともに安心して外出ができるようにするため、福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費の一部助成を行う。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	延利用者数	2,008人	2,010人	2,015人	2,020人
	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
対象ライフステージ	○	○	○	○	

事業名	1-1-18 地域生活安定化支援事業				
事業概要	文京地域生活支援センターあかり、エナジーハウス、地域活動支援センターみんなの部屋の3ヶ所において、未治療者や治療中断のある精神障害者を対象として、通院同行、服薬見守り及び生活支援を行う。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	実利用者数	36人	36人	36人	36人
	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
対象ライフステージ			○	○	

<b>事業名</b>	1-1-19 日中活動系サービス施設の整備				
<b>事業概要</b>	障害者の就労支援や創作活動等に係る場をより確保するために、民間事業者誘致による日中活動系サービス施設整備を促進する。				
<b>3年間の事業量</b>	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	整備数	0棟	0棟	0棟	1棟
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

<b>事業名</b>	1-1-20 地域生活支援拠点の整備◆				
<b>事業概要</b>	地域自立支援協議会等関係機関と連携して、地域課題や地域資源を勘案した上で、相談の場、体験の場、緊急受入の場等、それぞれの機能の強化を図り、障害者に切れ目なく支援する仕組みを検討・整備する。本事業は、第5期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。				
<b>3年間の事業量</b>	地域自立支援協議会や関係機関等と協議し、地域の課題や現状、資源等を勘案するとともに、国の動向を注視しながら、32年度末までの整備が可能となるよう検討を行っていく。				
	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
<b>対象ライフステージ</b>	○	○	○	○	

<b>事業名</b>	1-1-21 共生型サービス				
<b>事業概要</b>	共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けて提供するサービスであり、障害者総合支援法においては新たに共生型生活介護、共生型居宅介護、共生型短期入所等が規定される。 なお、新たなサービスであり、現時点で新規指定予定がないことから、サービス量は見込まない。				
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

## 1-2 事業者への支援・指導

事業者に対する第三者評価制度の利用促進や、指導・監査を導入することで、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けられるよう支援・指導を行っていきます。

また、障害福祉サービス事業者等を対象にした連絡会等の場において、法改正などの必要な情報提供や研修等を実施することでスキルアップを促し、職員等の育成を図ります。

事業名	1-2-1 福祉サービス第三者評価制度の利用促進			
事業概要	福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-2-2 障害福祉サービス等事業者への指導・監査			
事業概要	東京都と連携しながら、障害福祉サービス事業者等への指導検査に必要なノウハウを蓄積するとともに、指導検査体制の充実を図り、区の実情(社会福祉法人数、施設数、検査体制等)に応じた実地指導を行う。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-2-3 障害者施設職員等の育成・確保			
事業概要	障害者施設従事者向けの研修会の実施等により、法改正等の国の動向についての理解促進や利用者支援における職員のスキルアップを図り、職員等の育成についての支援を行う。また、移動支援従事者研修等への支援を行うことにより、福祉従事者の育成を図っていく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-2-4 障害福祉サービス等事業者連絡会の運営			
事業概要	区内の障害福祉サービス等事業者の事業者相互間及び区との連携の確保を図ること、また、障害者に適切な障害福祉サービス等の提供を行う体制を整備するための情報提供及び指導を行うことにより、各事業者が提供するサービスの質を高める。			
3年間の事業量	制度改正の動向や事業所運営に係る留意事項等について、区内の障害福祉サービス等事業者に情報提供及び指導を行うため、障害福祉サービス等事業者連絡会を6回開催する。(年2回)			
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後(小・中・高) ○	卒業期／就職期 ○	高齢期 ○

## 1・3 生活の場の確保

障害者が安心した地域生活を送ることができるよう、グループホーム等の整備を推進するなど生活基盤施設等の充実を図るとともに、障害者自ら望む生活の場が確保できるよう、施設入所支援、自立生活援助等のサービスも着実に行っていきます。

事業名	1・3・1 グループホームの拡充				
事業概要	<p>障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費助成や、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の助成を行うことにより、施設整備を促進する。</p> <p>また、既存施設がサテライト方式<sup>※11</sup>により定員数を増やす場合も助成を行う。</p>				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	整備数	1棟	1棟	1棟	1棟
	定員数	9人	10人	9人	8人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	1・3・2 共同生活援助(グループホーム)◆				
事業概要	障害者が共同生活を行う住居において、入浴・排せつ・食事の介護や相談など日常生活上の支援を行い、地域における自立した日常生活を支援する。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	実利用者数	116人	125人	128人	131人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

### ※11 サテライト方式

地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から創設された、新たなグループホームのあり方。共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応えるため、グループホーム本体との連携を前提とし、一人暮らしに近い形態でサービスを提供する。

<b>事業名</b>	1-3-3 施設入所支援◆				
<b>事業概要</b>	施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を行い、日常生活支援を図る。				
<b>3年間の事業量</b>	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	実利用者数	131人	131人	131人	131人
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

<b>事業名</b>	1-3-4 自立生活援助◆				
<b>事業概要</b>	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者が居宅で自立した生活を営む上で生じた問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により、障害者からの相談に応じ必要な情報提供、助言、援助を行う。				
<b>3年間の事業量</b>	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	実利用者数	一	4人	5人	6人
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

<b>事業名</b>	1-3-5 居住支援の推進				
<b>事業概要</b>	特に住宅に困窮する障害者の居住に供するため障害者住宅の管理運営を行うとともに、住みなれた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、住まいの確保と住まいの支援を行う。 また、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るために、文京区居住支援協議会にて関係団体と連携を図り、必要な支援策を協議する。				
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

## 1-4 地域生活への移行及び地域定着支援

福祉施設入所中・病院入院中から相談支援の充実や関係機関との連携を図ることによって地域生活への移行や定着を促し、障害者が自ら選んだ地域で安心して住み続られるように支援していきます。

事業名	1-4-1 福祉施設入所者の地域生活への移行◆				
事業概要	<p>福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。</p> <p>本事業は、第5期障害福祉計画の成果目標に定められているものであり、平成28年度の施設入所者数のうち、平成32年度までに地域生活へ移行する者の見込み量の設定を求められている。よって、3年間の事業量は累計として記載する。</p>				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	移行者数 (累計)	一	4人	6人	8人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	1-4-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行◆				
事業概要	退院可能な入院中の精神障害者が、地域で自立した生活を送ることを可能にするため、地域相談支援サービスを活用しながら、保健師及び地域活動支援センターが入院中から地域生活への移行を支援する。				
3年間の事業量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院者の地域生活移行の有無について追跡調査を行う。</li> <li>・国の退院促進施策により増加が見込まれる退院者に対し、地域相談支援サービスを活用しながら、保健師や地域活動支援センターが地域生活移行のための支援を行う。</li> </ul>				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

<b>事業名</b>	1-4-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築◆			
<b>事業概要</b>	<p>精神障害者が地域の一員として自分らしい暮らしができるよう、地域における支援体制の構築・強化を図るため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。</p> <p>本事業は、第5期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。</p>			
<b>3年間の事業量</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者をメンバーとする協議会を設置する。</li> <li>都が設置予定の障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場との連携を図る。</li> </ul>			
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

<b>事業名</b>	1-4-4 精神障害者の地域定着支援体制の強化			
<b>事業概要</b>	在宅の精神障害者が地域で安定した生活を送るために、区内の福祉施設及び医療機関などの実務者を構成員とした連絡会を開催し、支援体制の強化を行う。			
<b>3年間の事業量</b>	文京区精神障害者支援機関実務者連絡会を年間3回程度開催する。			
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

<b>事業名</b>	1-4-5 地域移行支援◆			
<b>事業概要</b>	障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の必要な支援を行い、地域移行の促進を図る。			
<b>3年間の事業量</b>	項目	28年度実績	30年度	31年度
	実利用者数	1人	6人	8人
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

事業名	1-4-6 地域定着支援◆				
事業概要	単身者及び同居家族の高齢化等により家族の支援を受けられない地域の障害者に対して、常時連絡等が可能なサポート体制を整備し、地域定着を図る。				
3年間の 事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	実利用者数	11人	29人	46人	74人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

## 1-5 生活訓練の機会の確保

障害者が自立した生活を送るために、一人ひとりの希望や障害程度等に応じ、生活能力や身体能力の向上のために必要な生活訓練を行います。

また、在宅の難病患者については、リハビリ教室等を実施することで生活の質の維持・向上を図ります。

事業名	1-5-1 精神障害回復途上者デイケア事業				
事業概要	回復途上の精神障害者を対象に、対人関係などの障害を改善し社会復帰を目指すことを目的として、集団生活指導や生活技能訓練などの各種プログラムを用いた事業を実施する。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	実施回数	140回	140回	140回	140回
	延参加人数	1,400人	1,600人	1,600人	1,600人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○		

事業名	1-5-2 地域活動支援センター◆				
事業概要	文京総合福祉センター、文京地域生活支援センターあかり、エナジーハウス、地域活動支援センターみんなの部屋において、障害特性等に応じた創作的活動の提供等を行っている。また、利用者の増加や地域活動支援センターに求められる役割の多様化が見込まれることから、その在り方についての検討を行う。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	登録者数	178人	184人	192人	200人
	実施箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	1-5-3 自立訓練(機能訓練・生活訓練)◆				
事業概要	障害者に対して一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のため必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援する。				
3年間の 事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	【機能訓練】 実利用者数	6人	8人	9人	10人
	【機能訓練】 延利用日数	412日	552日	621日	690日
	【生活訓練】 実利用者数	15人	22人	26人	31人
対象ライフ ステージ	【生活訓練】 延利用日数	1,315日	1,936日	2,288日	2,728日
	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	1-5-4 難病リハビリ教室				
事業概要	在宅の難病患者を対象に、体操やレクリエーション、参加者同士の交流の機会を提供し疾病の理解やQOLの維持・向上を目指す。				
3年間の 事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	実施回数	24回	24回	24回	24回
	実施人数	273人	290人	290人	290人
対象ライフ ステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
				○	

## 1-6 保健・医療サービスの充実

障害者が適切な医療サービスが受けられるよう、医療費の負担軽減や歯科診療の機会を提供するとともに、精神障害者等に対し専門相談などを行うことで、障害者に必要な保健・医療サービスの充実を図ります。

事業名	1-6-1 自立支援医療			
事業概要	心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行うことで、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-6-2 難病医療費助成			
事業概要	認定疾病に罹患している難病患者等に対し、医療保険・介護保険を適用した医療費から患者一部自己負担額を控除した額を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。 また、難病患者及びその家族の生活の質(QOL)を向上するため、難病医療費等助成制度申請の際に保健師が面接を行い、在宅療養の相談や社会資源活用の支援を実施する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

事業名	1-6-3 障害者(児)歯科診療事業			
事業概要	障害者(児)等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図る。また、高次医療機関や地域のかかりつけ医へも繋げていく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-6-4 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業			
事業概要	疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者に、歯科医師や歯科衛生士が自宅に訪問し、歯科健診・予防相談指導を行い、在宅療養者の口腔衛生の向上を図る。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-6-5 精神保健・難病相談				
事業概要	精神科医による専門相談及び保健師による所内相談や家庭訪問を行い、地域の精神障害者及び難病患者等、家族、区民に対し予防から社会復帰まで総合的に支援する。				
項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度	
【精神保健相談】 実施回数	48回	48回	48回	48回	
【精神保健相談】 延人数	89人	100人	100人	100人	
【訪問指導等】 実人数	1,505人	1,500人	1,500人	1,500人	
【訪問指導等】 延人数	4,240人	4,300人	4,300人	4,300人	
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
		○	○	○	

## 1-7 経済的支援

障害者への経済的支援については、支給対象者への周知徹底を図り福祉手当等の支給を確実に行うとともに、国の動向を踏まえて障害福祉サービス等利用者負担の軽減を行うことで、適切に行っていきます。

事業名	1-7-1 福祉手当の支給			
事業概要	心身に障害のある方に対し、自立した社会生活を送るための一助となるように、心身障害者等福祉手当・精神障害者福祉手当(区制度)・特別障害者手当等(国制度)・重度心身障害者手当(都制度)を支給する。(ただし、所得制限あり。)			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-7-2 児童育成手当の支給			
事業概要	障害のある子どもを養育している家庭に対し、児童育成手当を支給する。児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として、児童について児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。(ただし、所得制限あり。)			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	1-7-3 利用者負担の軽減			
事業概要	<p>障害福祉サービス等の利用者負担に対し、様々な軽減策を実施することで利用者負担の軽減を図る。</p> <p>現在区が行っている負担軽減策として、非課税世帯の負担の無料化(平成22年度より)等を実施している。また、平成26年度から国が実施している、就学前の障害児通所施設に係る利用者負担の多子軽減措置に加え、区独自の助成制度を開始することで利用者負担の軽減を図っている。その他、区立障害者施設の給食費や、移動支援等の地域生活支援事業の利用者負担等については、区における負担軽減を継続して実施しており、適切な対応によって障害福祉サービスの利用を支援する。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 2 相談支援の充実と権利擁護の推進

### 計画の方針

障害者の相談内容に応じ的確な支援を行うため、本人に関わる支援者をはじめ、福祉事務所や保健所、相談支援事業所等の関係機関と適宜連携を図りながら、障害者基幹相談支援センターを中心に多面的な支援を行っていきます。併せて、具体的な相談支援体制や関係機関のネットワーク等については、引き続き地域自立支援協議会において議論を深め、充実したものとなるよう検討していきます。

また、障害者権利条約の締結、障害者差別解消法の施行を受け、障害者の権利の実現に向けた取組みや障害者差別解消への取組みについて一層の強化が求められています。障害者の人権や意見が尊重され、養護者等による虐待などを受けることなく、安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の普及啓発や障害者虐待防止体制の強化、障害者差別解消支援地域協議会における障害者差別解消のための条例に関する検討等、障害者の権利擁護についての取組みを推進していきます。



## 2-1 相談支援体制の整備と充実

相談支援については、障害者やその家族が気軽に相談できる窓口を設置し、障害者基幹相談支援センターが関係機関との連携を図ることで、相談支援の充実を推進していきます。また、自己決定が困難な障害者に対する意思決定支援の方法等について検討を行っていきます。

※子どもに関する相談支援の充実については、後述の「4-2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化」に記載しておりますので、併せてご覧ください。

事業名	2-1-1 総合的な相談支援体制の構築			
事業概要	障害者・児やその家族等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に対し、障害者基幹相談支援センターを始め、区の窓口や保健所等の関係機関が連携しながら、専門的かつ総合的な相談支援を実施するためのネットワーク体制を構築する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-2 計画相談支援◆			
事業概要	障害者・児のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細やかな支援を行う。			
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度
	計画作成者数	502人	622人	682人
	計画作成割合	53%	60%	64%
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

※計画作成者数とは、サービス等利用計画案が作成された人数(セルフプランは除く)のこと。

事業名	2-1-3 地域移行支援◆【1-4-5 再掲】			
-----	-------------------------	--	--	--

事業名	2-1-4 地域定着支援◆【1-4-6 再掲】			
-----	-------------------------	--	--	--

事業名	2-1-5 相談支援事業◆				
事業概要	区の窓口や指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所等において、障害者等の福祉に関する各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行う。また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談事業者等への助言・人材育成等により地域の相談体制の機能強化を図る。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	特定相談支援事業者数	11箇所	12箇所	13箇所	14箇所
対象ライフステージ	機能強化事業の実施の有無	実施	実施	実施	実施
	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○	○	○

事業名	2-1-6 地域自立支援協議会の運営				
事業概要	<p>障害者等が自立した生活を営むことが出来るよう、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進していく。</p> <p>また、この協議会の下に設置される、相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会において、支援体制等についての協議を重ねていく。</p>				
3年間の事業量	地域自立支援協議会	12回(年4回)			
	相談支援専門部会	9回(年3回)			
対象ライフステージ	就労支援専門部会	9回(年3回)			
	権利擁護専門部会	12回(年4回)			
対象ライフステージ	障害当事者部会	15回(年5回)			
	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○	○	○

<b>事業名</b>	2-1-7 障害者基幹相談支援センターの運営			
<b>事業概要</b>	障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取り組み及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行う。			
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

<b>事業名</b>	2-1-8 身体障害者相談員・知的障害者相談員			
<b>事業概要</b>	区長から委嘱された民間の相談員が、障害者・児やその家族からの相談に応じて助言・指導を行い、諸問題解決の支援を行う。			
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

<b>事業名</b>	2-1-9 障害福祉サービス等の情報提供の充実			
<b>事業概要</b>	障害者制度の改正等国の動向を踏まえながら、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について迅速・的確に情報を提供していく。また、ホームページでの情報提供に際しては、分かりやすく、かつ必要とする情報が探しやすいホームページ作りを行っていく。			
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

<b>事業名</b>	2-1-10 地域安心生活支援事業(保2-3-2)			
<b>事業概要</b>	精神障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、相談等支援体制の充実を図り、休日を含め24時間緊急対応等を行うとともに、病院から地域生活への移行や定着の支援を進める。			
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-11 意思決定支援の在り方の検討			
事業概要	自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等について、地域自立支援協議会相談支援専門部会等において、支援体制等について検討を行う。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-12 小地域福祉活動の推進(地1-1-1)			
事業概要	<p>地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取り組みを地域の人とともに考え、関係機関等と連携をすることで「個別支援」や「地域の生活支援のしくみづくり」を行い、地域の支えあい力を高める。</p> <p>また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。【社会福祉協議会実施事業】</p>			
3年間の事業量	8名体制になった地域福祉コーディネーターが中心になり、空き家・空き室・空きスペースなどを活用し、誰もが参加できる地域の居場所づくりを進めていく。その居場所を拠点として、住民同士の交流や支え合い、みまもり活動のサポートを行う。今後は常設の居場所を支援する仕組みを検討していく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-13 民生委員・児童委員による相談援助活動【5-6-5再掲】			
-----	------------------------------------	--	--	--

## 2-2 権利擁護・成年後見等の充実

障害者的人権や意思が尊重され、地域の中で安心して生き生きと自分らしい生活を送れるようにするために、成年後見制度の利用促進や障害福祉サービスに関する相談等の充実を図るとともに、障害者虐待の防止に向けた取組みを推進していきます。また、障害者の差別解消のための取組に関する協議会の運営を行っていきます。

事業名	2-2-1 福祉サービス利用援助事業の促進(地3-3-1)				
事業概要	高齢、知的障害、精神障害などにより判断が難しいため、日常生活で支援が必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	福祉サービス利用援助事業件数	46件	46件	46件	46件
	財産保全管理サービス件数	25件	33件	34件	35件
	法律相談件数	16件	16件	16件	16件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	2-2-2 成年後見制度の利用促進◆(地3-3-4)				
事業概要	成年後見制度について、区民向けの学習会の開催やパンフレットの配布等を通じて、普及・啓発を進めるとともに、制度利用についての相談に対応する。また、弁護士等の専門家による個別相談会を開催する。【社会福祉協議会実施事業】				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	成年後見学習会・講座開催数	8回	10回	10回	10回
	専門相談件数	25件	33件	34件	35件
	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

<b>事業名</b>	2-2-3 法人後見の受任			
<b>事業概要</b>	成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。 【社会福祉協議会実施事業】			
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

<b>事業名</b>	2-2-4 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実			
<b>事業概要</b>	福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援に努める。 また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。 【社会福祉協議会実施事業】			
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

<b>事業名</b>	2-2-5 障害者・児虐待防止対策支援事業			
<b>事業概要</b>	区民向けの講演会の開催や障害者虐待防止リーフレットの配布、障害者施設等従事者への研修会等を通じて広報・啓発活動を進め、障害者虐待防止や早期発見を図る。 障害者虐待の通報窓口や相談を受ける障害者虐待防止センターにおいては、虐待の防止や早期発見、虐待を受けている可能性のある対象者の安全確保と事実確認等の迅速な対応を行う。また、障害者基幹相談支援センターをはじめ、対象者の年齢に応じて子ども家庭支援センターや高齢者あんしん相談センターと連携しながら適切な支援を行うとともに、園や学校、福祉施設など、その他関係する機関との協力体制の整備等、支援体制の強化を図っていく。			
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

<b>事業名</b>	2-2-6 障害者差別解消支援地域協議会の運営			
<b>事業概要</b>	地域の関係機関等が委員となり、障害を理由とする差別に関する相談等の事例共有や障害者差別解消条例に関する検討等、差別を解消するための取組について協議を行う。			
<b>3年間の事業量</b>	障害を理由とする差別の解消に向けて、必要な情報交換や取組に関する協議を行うために障害者差別解消支援地域協議会を6回開催する。(年2回)			
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

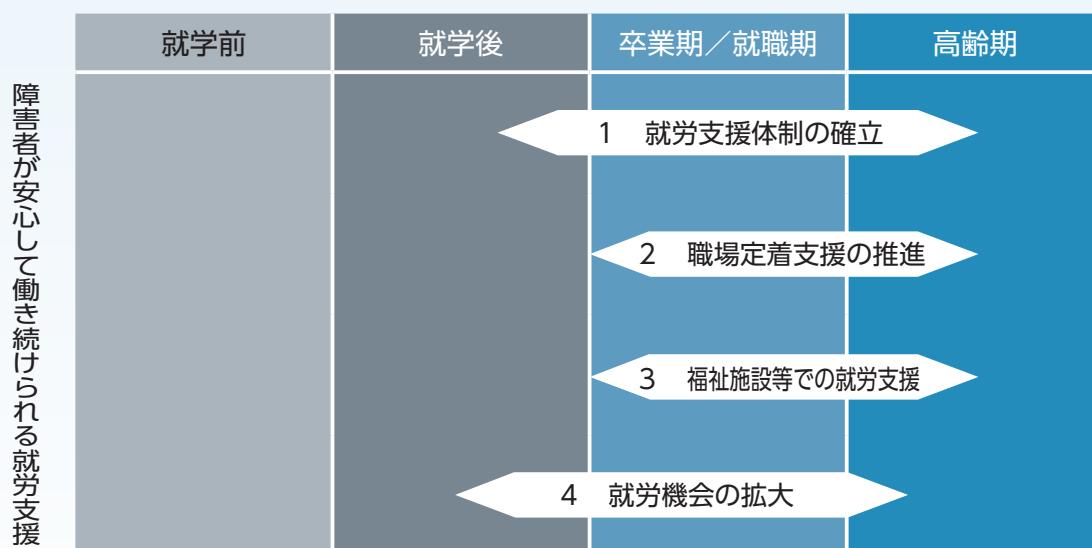
### 3 障害者が安心して働き続けられる就労支援

#### 計画の方針

障害者雇用促進法による法定雇用率の引き上げ(平成25年4月)、障害者雇用納付金制度の改正(平成27年4月)、就労者に対する合理的配慮の提供(平成28年4月)、精神障害者の雇用義務の追加(平成30年4月)など、障害者就労を促進する政策が打ち出されたこと等を背景に、障害者の雇用数が増加しています。

一方で、障害者が自らに合った仕事に就き、働き続けるためには、障害特性を踏まえた多様な仕事・就労形態の創出や、職場の上司や同僚の理解と協力などを求める声があり、雇用側と障害者を結び付ける橋渡しが必要となっています。また、身体障害・知的障害・精神障害の他に、発達障害や高次脳機能障害、難病など障害が多様化する中で、それぞれの障害特性や状況に応じた専門性の高い支援が求められています。

そこで、これまで以上に企業及び障害者に対する就労支援や職場定着支援の充実を図るとともに、就労支援センターの専門性を高め、関係機関等との連携強化を図りながらきめ細やかな支援を行っていきます。また、就労の機会拡大を図るとともに、障害の程度に応じた就労への支援として、福祉施設等での就労についても充実するよう努めていきます。



### 3-1 就労支援体制の確立

障害者が安心して働き続け、地域において自立した生活ができるように、就労支援体制の充実を図ります。多様化する障害に適切に対応するため、障害者就労支援センターの専門性を高め、機能の拡充を図ります。また、関係機関によるネットワークを重視するとともに、助成制度の活用を促し、地域で支援を行う体制を構築していきます。

事業名	3-1-1 障害者就労支援の充実				
事業概要	障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について、障害者就労支援センターを中心に実施する。多様化している障害特性や働き方へのニーズに応じた専門性の高い支援やコーディネート力の強化、増加する新規登録者・就労者に対する定着支援、生活支援等、地域の拠点としての機能の充実を図る。また、平成30年度から精神障害者の雇用が義務化されることに伴い、精神障害者の就労支援や企業支援、定着支援等、安心して働き続けることができる支援体制を構築する。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	就労継続者数	166人	174人	184人	196人

事業名	3-1-2 就労支援ネットワークの構築・充実				
事業概要	地域自立支援協議会就労支援専門部会や事業所ネットワーク(就労支援者研修会)等を活用し、就労支援や雇用の情報等の共有化を図るとともに、関係機関の人的交流の機会の実施や、将来的な地域の就労支援の人材育成を行う。また、地域の福祉・保健・教育・労働等の連絡会への参加を通して、就労した後の障害者の生活を地域全体で支える仕組みづくりを行う。				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
		○	○	○	

事業名	3-1-3 就労促進助成事業				
事業概要	一般就労を目指す障害者が企業等での実習を行う際に、受入れ企業等に対して謝礼金を支給することや、実習を行う障害者就労支援センター登録者に訓練手当を支給することで、障害者の就労・雇用を促進していく。また、区内中小企業に対しての実習の機会を増やし、障害者への理解を深め、区内中小企業の障害者雇用促進の取り組みをサポートする。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	企業実習日数	170日	172日	175日	180日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

### 3-2 職場定着支援の推進

障害者雇用を行う企業が雇用を継続し、また、就労している障害者が安心して働き続けられるように、企業に対する支援も行っていきます。

また、就労を続ける障害者に対しては、出身施設や学校、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、定着支援を進めていきます。職場を訪問しての支援だけでなく、就労に伴う生活面への支援として、余暇活動への支援をより充実させていき、意欲をもって、長く勤められるよう継続的な支援を行っていきます。

事業名	3-2-1 就業先企業への支援				
事業概要	障害者雇用率の上昇や納付金制度の対象企業の範囲拡大等により障害者雇用に取り組む企業が増えている。障害者理解のための情報提供や、合理的配慮の提供の下で雇用促進が図れるよう企業への相談支援を行う。特に、今後増える精神障害者の雇用機会における相談体制について充実させる必要がある。また、雇用管理やキャリア支援、人材育成の方法、メンタルヘルスなど企業の相談内容の多様化に対応するため、企業支援体制の充実を図る。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	企業への支援	881件	950件	961件	974件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	3-2-2 安定した就業継続への支援				
事業概要	就労先への定期的な職場訪問の実施や定期的な個別面談を通して、職場の人間関係等の困りごと等の相談に応じ、就業継続に向けた支援を行う。教育機関(特別支援学校等)や職業訓練校、就労系事業所(就労移行支援・就労継続支援等)からの就職者に対しても、各機関との連携を図りながら職場定着支援を実施する。また、生活の中で生じた心配事や課題については地域の関係機関と連携し、安定した職業生活を送れるように支援する。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	職場定着支援数	2,215件	2,304件	2,419件	2,557件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	3-2-3 就労者への余暇支援			
事業概要	<p>余暇活動は就労の場におけるストレス対処行動のみならず、人との出会いやコミュニケーションを通して自主性や主体性を学ぶことができる。そのため、余暇支援事業として定期的に夜間に実施している「たまり場」を、仲間づくりの場として継続実施していくとともに、生涯学習の機会として「生活講座」を企画実施し、その人らしい豊かな職業生活を考えることを支援する。また、就労継続者のチャレンジを労う機会として、就労継続者を表彰する祝う会についても継続して実施していく。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

### 3-3 福祉施設等での就労支援

福祉施設で積み重ねた仕事の経験や、一般就労に向けた必要な訓練等を行うことで、就労を希望する誰もが障害の状態と能力に適した仕事に就くことができるよう取り組んでいきます。

また、一般企業への就労が困難な福祉施設利用者に対しては、区による物品・使役調達の促進及び福祉施設共同受注の取組みの構築などにより、工賃の増加を図るなど支援の拡充を図っていきます。

事業名	3-3-1 福祉施設から一般就労への移行◆				
事業概要	<p>就労移行支援及び就労継続支援等の福祉施設を利用する障害者が、一般就労へ移行し定着することを推進する。また、福祉施設に対して、日頃の連携や様々な就労支援に関する情報提供を行うことで、福祉施設利用者が就労支援へのアクセスが容易となるような環境作りを行う。</p> <p>本事業は、第5期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。</p>				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	移行人数	16人	20人	22人	24人

事業名	3-3-2 就労移行支援◆				
事業概要	一般企業への就労を希望する障害者に対し、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために訓練等を行い、障害者の一般就労を促進する。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	実利用者数	98人	108人	113人	118人
	延利用日数	11,714日	12,960日	13,560日	14,160日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	3-3-3 就労継続支援(A型・B型)◆				
事業概要	一般企業での就労が困難な障害者に対して、働く場を継続的に提供するとともに、知識や能力の向上を図るために必要な支援を行う。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	【A型】 実利用者数	26人	32人	35人	39人
	【A型】 延利用日数	3,589日	4,343日	4,777日	5,255日
	【B型】 実利用者数	258人	274人	282人	290人
	【B型】 延利用日数	40,829日	43,316日	44,615日	45,953日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	3-3-4 就労定着支援◆				
事業概要	就労移行支援等を利用し一般就労した障害者について、一定の期間にわたり、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等支援を行う。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	実利用者数	—	16人	18人	19人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	3-3-5 福祉的就労の充実				
事業概要	福祉施設における福祉就労のやりがいや達成感を大切にし、働くことを通した社会参加の促進を行う。また、工賃の増加を図るため、区や民間企業等からの受注を促進し、受注作業の拡大、商品販路の拡大を図る。そのために区内施設によるネットワーク組織を構築し、共同受注の仕組みや共同販売を充実する。				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	3-3-6 障害者施設優先調達法に基づいた物品調達の推進			
事業概要	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、文京区における調達方針を毎年度定める。推進にあたっては、庁舎内において障害者就労施設等が受託可能な物品・使役等の効果的なPRを行っていく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

事業名	3-3-7 日中活動系サービス施設の充実【1-1-19 再掲】
-----	---------------------------------

### 3-4 就労機会の拡大

障害者を区の非常勤職員として採用することや庁内でインターンシップ事業を行う等、地域における障害者雇用の場の直接的な確保を行います。

また、地域や企業に対しても、障害者雇用への理解を促進するための普及・啓発活動を行い、更なる就労の機会の拡大を図ります。

事業名	3-4-1 区の業務における就労機会の拡大			
事業概要	<p>平成26年6月から庁内で知的・精神障害者のチャレンジ雇用が始まり、企業就労を目指す障害者の雇用機会の拡大に寄与してきた。今後は、庁内インターンシップとの連携や、福祉施設における就労体験の場としての実習受け入れなどを実施し相乗効果を上げていく。</p> <p>また、区役所内においてのインターンシップ事業の継続や委託業務などの拡大の検討を行い、障害者就労の機会の拡大や雇用の促進を図る。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	

事業名	3-4-2 障害者雇用の普及・啓発			
事業概要	<p>障害者が地域で当たり前に働き暮らすことができる実現するため、「障害者が働くこと」を広く区民、本人・家族、関係者に普及啓発する活動を行う。また、主に区内の中小企業に対して、障害者雇用に関する情報提供や雇用の理解促進を図り、企業の障害者雇用促進の取り組みをサポートする。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	

事業名	3-4-3 地域雇用開拓の促進			
事業概要	<p>事業者に対して、障害者地域自立支援協議会就労支援専門部会において検討する様々な障害者雇用に関する周知・啓発活動及び支援策を積極的に行うことによって、障害者雇用先の開拓に取り組む。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
			○	

## 4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

### 計画の方針

障害を早期に発見し、適切な支援につなげるため、福祉部門と教育部門の相談窓口を一本化し、より分かりやすく切れ目のない支援体制の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいては、地域の障害児及びその家族への相談支援や他の障害児支援事業所への援助・助言などを実施し、引き続き地域の中核的な施設としての役割を担っていきます。

また、全ての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指し、障害の有無に関わらず共に育ちあう環境を整えるとともに、就学児の放課後の居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
子どもの育ちと家庭の安心への支援	1 障害のある子どもの健やかな成長 2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化 3 乳幼児期・就学前の支援 4 学齢期の支援 5 障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり			

## 4-1 障害のある子どもの健やかな成長

乳幼児健康診査をはじめとした各種健診を通じて障害の早期発見に努めるとともに、児童発達支援センターなど関係機関が連携を図り、発達に支援が必要な子どもに対し、障害の特性及び個々に応じた適切な早期療育が受けられるよう支援していきます。

事業名	4-1-1 乳幼児健康診査(保1-4-2)				
事業概要	4か月から3歳までの乳幼児を対象に、発育・発達の状態を確認するとともに、疾病を早期に発見し、適切な治療や療育につなげる。子育てのストレスや育児不安をもつ等子育てが困難な家庭を把握し、関係機関と連携して支援する。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	【4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査】実施回数	120回	144回	144回	144回
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○				

事業名	4-1-2 発達健康診査				
事業概要	運動発達遅滞や精神発達遅滞があると疑われる乳幼児について、専門医による診察・相談を行い、必要に応じて子どもの発達を促すために、関係機関と連携し早期に適切な療育につなげる。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	実施回数	24回	24回	24回	24回
	受診者数	135人	140回	140回	140回
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○				

事業名	4-1-3 総合相談事業の充実				
事業概要	教育センター総合相談室において、発達に何らかの心配ごとがある子どもについて保護者からの相談に応じ、助言、指導を行う。また、必要に応じて専門訓練(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)、グループ指導等の子どもへの発達援助、療育の事業者の情報提供及び紹介を行う。各園・学校・関係機関との連携を深めながら、乳幼児期から学齢期への切れ目のない支援を行っていく。				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○			

事業名	4-1-4 発達に関する情報の普及啓発			
事業概要	子どもの発達に関する相談窓口や支援内容に関する情報を、ホームページ、リーフレット等で周知していく。また、講演会を通じ、子どもの発達に関する理解を深め、より良い子どもとの関わり方を学べるよう啓発を行う。			
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

事業名	4-1-5 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業【1-6-4再掲】
-----	--------------------------------------

## 4-2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化

児童発達支援センターを中心として、切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。福祉や教育、保健、子育て等の各分野の連携をこれまで以上に強化し、個及び家庭の状況に応じた適切な支援の検討を行いながら、障害のある子どもの発達や成長を促していきます。また、医療的ケア児について、関係機関と連携し支援体制の構築を行っていきます。

事業名	4-2-1 児童発達支援センターの運営			
事業概要	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うとともに、地域の障害児支援に取り組む。			
3年間の事業量	発達面や行動面に関する支援を必要とする子どもに対して、生活指導、集団生活適応指導、機能訓練等を行う。 また、地域の障害児やその家族への相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言などの地域支援を行う。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-2-2 多様な支援機関の連携			
事業概要	特別支援連携協議会を通じ、教育・福祉・保健・子育て等の関係機関の連携を強化し、障害児とその家族及び保育園、幼稚園、小・中学校等に対する学びと育ちを支援する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-2-3 医療的ケア児支援体制の構築◆			
事業概要	医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行う。 なお、本事業は第5期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。			
3年間の事業量	保健、医療、障害福祉、子育て、教育等、医療的ケア児の支援に関する行政機関や事業所等の関係者が一堂に会する協議の場を設置し、地域の課題や対策について継続的・定期的に意見交換や情報共有を図る。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	

事業名	4-2-4 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置◆			
事業概要	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進する。			
3年間の事業量	福祉や医療等の関係分野における一定の知識を有した者を、医療的ケア児一人ひとりの生活設計等の手助けを行う医療的ケア児支援調整コーディネーターとして配置するため、関係機関と調整・検討を行う。			
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後(小・中・高) ○	卒業期／就職期	高齢期

事業名	4-2-5 継続支援体制の充実			
事業概要	特別支援連携協議会を通じて関係機関との連携の強化を図るとともに、就学先の小・中学校に対して保護者や就学前機関が子どもの指導で大切にしてきたことを伝える「文京区就学支援シート」、療育歴や発育歴などの情報を成長段階に応じて引き継ぐための「個別支援ファイル(マイファイル『ふみの輪』)」を活用し、切れ目のない一貫した支援を行っていく。			
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後(小・中・高) ○	卒業期／就職期	高齢期

事業名	4-2-6 個別の支援計画の作成			
事業概要	学校や教育センター、保育園、幼稚園において、必要な児童・生徒に対し、保護者の意向も尊重しながら「個別の支援計画」を作成することで、個に応じた支援を実施する。			
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後(小・中・高) ○	卒業期／就職期	高齢期

事業名	4-2-7 専門家アウトリーチ型支援			
事業概要	専門家(臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、特別支援学校教員、福祉士等)によるコンサルテーションを通して、保育園、幼稚園、学校等の対応力の向上を図る。「発達支援」「特別支援」「適応支援」の3分野に渡り対応する。			
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後(小・中・高) ○	卒業期／就職期	高齢期

事業名	4-2-8 障害児相談支援◆				
事業概要	児童福祉法に基づき、障害児通所支援の利用の前に障害児の心身の状況、環境、その保護者の障害児通所支援利用に関する意向、その他事情を聞き取り、個々の状況に応じた障害児支援利用計画等を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行う。さらに、定期的にモニタリングを行い、利用状況に応じて計画の見直しを行うなど、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行う。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	計画作成者数	284人	347人	385人	425人
対象ライフステージ	項目	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○			

※計画作成者数とは、障害児支援利用計画案が作成された人数(セルフプランは除く)のこと。

事業名	4-2-9 医療的ケア児在宅レスパイト事業				
事業概要	医療的ケアが必要な在宅の障害児を介護する同居の保護者等の一時休息(レスパイト)を図るため、看護師又は准看護師を居宅に派遣し、医療的ケア等を行う。				
3年間の事業量	医療的ケア児の居宅に訪問看護事業所から看護師又は准看護師を派遣し、医療的ケアを行うことで、医療的ケア児の健康の保持と介護する同居の保護者等の介護負担の軽減を図り医療的ケア児とその保護者等の福祉の向上に結び付ける。				
対象ライフステージ	項目	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○			

事業名	4-2-10 障害児通所支援事業所における重症心身障害児の支援充実に向けた検討◆				
事業概要	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行う。 なお、本事業は第5期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。				
3年間の事業量	福祉や医療、教育等の関係機関が連携し、障害種別ごとの専門性や人員配置基準等の支援体制など、障害児通所支援における課題を整理し、対応策を検討する。				
対象ライフステージ	項目	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○			

### 4-3 乳幼児期・就学前の支援

子どもの発育や発達に不安があるなど、特別な配慮の必要がある乳幼児に対し適切な療育を行うとともに、保育園、幼稚園での個に応じた支援の充実を図るなど、子どもの健やかな成長のための取組みを行っていきます。

事業名	4-3-1 児童発達支援◆				
事業概要	児童福祉法に基づき、主に未就学の障害児を対象に心身の発達を促し、日常生活における基本的な動作等の習得、社会生活・集団生活などへの適応能力の向上を図るために個々に応じた適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	実利用者数	183人	219人	230人	242人
	延利用日数	9,843日	10,852日	11,395日	11,965日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	※			

※15歳以上の児童で学校教育法上の学校に在籍していない場合でも、児童発達支援の利用は可能。

事業名	4-3-2 医療型児童発達支援◆				
事業概要	児童福祉法に基づき、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援を要する児童に対し、児童発達支援及び治療を行い、障害児の心身の発達促進を図る。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	実利用者数	3人	7人	9人	11人
	延利用日数	153日	357日	459日	561日
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○			

事業名	4-3-3 居宅訪問型児童発達支援◆			
事業概要	重度の障害等の状態にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものについて、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行う。			
3年間の事業量	関係機関と情報共有を図り、事業実施方法等について協議を進めていく。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-3-4 文京版スタートティング・ストロング・プロジェクト【4-5-9再掲】			
-----	---	--	--	--

事業名	4-3-5 保育園障害児保育			
事業概要	区立保育園において、保育が必要な児童のうち、心身の発達に関し特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施する。			
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度
	実施保育園数	18園	18園	18園
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○			

事業名	4-3-6 幼稚園特別保育			
事業概要	区立幼稚園において、特別な支援が必要な児童が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その児童の発達を促進していく。			
3年間の事業量	<p>特別な支援が必要な児童の入園後の支援体制をより充実させることにより、就園後の発達を促すとともに、その支援が小学校就学へとつながるシステムを整備する。</p> <p>具体的には、教育センターと連携しながら、発達支援巡回相談の活用による幼稚園教諭等への指導助言、文京版スタートティング・ストロング・プロジェクト(BSSP)による支援の充実を図る。また、就学支援シートの周知及び活用推進、特別保育を補助する非常勤職員及び臨時職員の配置等を行う。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○			

事業名	4-3-7 就学前相談体制の充実			
事業概要	専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒の個々のニーズに応じて、可能な限り保護者の意向を尊重したうえで、適切な支援を受けられるようにする。			
3年間の事業量	<p>保育園・幼稚園・小・中学校との連携を強化して相談体制の整備に取り組み、学校見学会や就学相談説明会等により保護者に対して情報提供の充実を図る。就学相談においては、特別支援教育相談委員会を計画的に運営し、個々のニーズを把握して適切な支援を行う。</p> <p>教育センター等との連携により、就学前からの相談体制及び就学後の継続相談支援の体制充実を図る。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名	4-3-8 総合相談事業の充実【4-1-3再掲】			
-----	--------------------------	--	--	--

事業名	4-3-9 専門家アウトリーチ型支援【4-2-7再掲】			
-----	-----------------------------	--	--	--

## 4-4 学齢期の支援

児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、教育的ニーズに合わせたきめ細やかな学齢期の支援の充実を図ります。

また、生活能力向上のために必要な訓練の提供と併せて社会参加の促進を図るため、学齢期の放課後の居場所づくりを行っていきます。

事業名	4-4-1 総合相談事業の充実【4-1-3再掲】
-----	--------------------------

事業名	4-4-2 特別支援教育の充実		
事業概要	全区立小学校及び中学校に教員免許を有する特別支援教育担当指導員を、特別支援学級設置校には交流及び共同学習支援員を配置している。特別な支援を必要とする個々の児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うことにより、特別支援教育のさらなる充実を図る。		
3年間の事業量	特別支援教育に係る研修により教員の指導力向上を図るとともに、特別支援教育担当指導員等の人材配置とその有効な活用に向けた学校への指導・助言、校内における組織的・継続的な支援体制の整備等を進める。		
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期
	○		高齢期

事業名	4-4-3 育成室の障害児保育			
事業概要	保護者が仕事や病気等のため保育の必要な小学校1年から3年生のうち心身に特別な配慮を要する児童(要配慮児)に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行う。保育補助の非常勤職員等を配置し保育環境を整えるとともに、児童支援員のための研修を定期的に実施し、保育の質の向上を図る。また、巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図る。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○		

事業名	4-4-4 バリアフリーパートナー事業 <sup>*12</sup>			
事業概要	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が個々のニーズに応じた教育を受けることができるようにするため、特別な支援を必要とする子どもへの支援に理解のある大学生や地域人材等の協力を得て児童・生徒へのサポートを行う。			
3年間の事業量	幼児・児童・生徒のニーズに応じた教育を受けることができるようになるため、引き続き当該事業の周知を図り、NPO法人と連携し、バリアフリーパートナーの人材確保や、資質の向上を図るために研修等を実施する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

\*12 バリアフリーパートナー事業：学校教育の場で特別な支援を必要とする子どもたちが、その持てる力を高め、学習上の困難を改善または克服できるよう支援をするボランティア。

事業名	4-4-5 個に応じた指導の充実			
事業概要	区立小・中学校の通常学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育のあり方や指導の実際について、教員等研修を実施するとともに教育センター等関係機関と連携し、個への対応の充実を図る。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○		

<b>事業名</b>	4-4-6 交流及び共同学習支援員配置事業			
<b>事業概要</b>	特別支援学級を設置している区立小・中学校において、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの「交流及び共同学習」が円滑に行われるよう、交流及び共同学習支援員を配置する。			
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○		

<b>事業名</b>	4-4-7 特別支援教育担当指導員配置事業			
<b>事業概要</b>	区立小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援が必要な児童・生徒への支援のため、全ての小・中学校に教員免許をもつ指導員を配置し、在籍学級の担任等との連携のもとに、一斉指導の中での個別指導や、校内に設置された特別支援教室等で専門的指導・支援を行う。			
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○		

<b>事業名</b>	4-4-8 専門家アウトリーチ型支援【4-2-7再掲】			
------------	-----------------------------	--	--	--

<b>事業名</b>	4-4-9 放課後等デイサービス◆			
<b>事業概要</b>	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等の支援を行うことで、障害児の健全な育成を図る。			
<b>3年間の事業量</b>	項目	28年度実績	30年度	31年度
	実利用者数	258人	341人	375人
	延利用日数	20,476日	40,920日	45,000日
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○		

<b>事業名</b>	4-4-10 居宅訪問型児童発達支援【4-3-3再掲】			
------------	-----------------------------	--	--	--

## 4-5 障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり

全ての子どもが地域で安心して過ごし、育つことのできる社会を目指していきます。そのため、障害の有無に関わらず共に育ちあえる環境を整えるとともに、遊び等の様々な経験を通して、障害や障害児への理解を促していきます。

事業名	4-5-1 保育園障害児保育【4-3-5再掲】
事業名	4-5-2 幼稚園特別保育【4-3-6再掲】
事業名	4-5-3 育成室の障害児保育【4-4-3再掲】
事業名	4-5-4 交流及び共同学習支援員配置事業【4-4-6再掲】

事業名	4-5-5 ぴよぴよひろば(親子ひろば事業)			
事業概要	子ども家庭支援センター親子交流室において、3歳未満の乳幼児とその保護者が安心して遊べ、子育て親子の情報交換や仲間づくりができる場を提供していく。また、保育士資格を持ったひろば職員が利用者の子育てに関する相談も受ける。			
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

事業名	4-5-6 子育てひろば			
事業概要	乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や仲間作りの場を提供するとともに、専門指導員により利用者の子育てに関する相談を受ける子育てひろばの拡充を行い、子育て支援の充実を図る。			
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期

事業名	4-5-7 児童館			
事業概要	館内に遊戯室、図書室、工作室、屋上遊戯場等があり、専門の職員が遊びを通じて児童の集団的及び個別的な指導を行い、子どもの健全育成を図る。			
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後(小・中・高) ○	卒業期／就職期	高齢期

<b>事業名</b>	4-5-8 b-lab(文京区青少年プラザ)			
<b>事業概要</b>	中高生世代の自主的な活動の場を提供するとともに、文化・スポーツ、学習支援等の各種事業を通して、自主的な活動を支援し、自立した大人への成長を支える。			
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
		○		

<b>事業名</b>	4-5-9 文京版スタートティング・ストロング・プロジェクト			
<b>事業概要</b>	集団参加や対人コミュニケーション等の社会的スキルが乳幼児期から身につくよう、心理士等の専門家チームが区内の幼稚園・保育園・児童館等を訪問し専門的発達支援を行うとともに、保護者に対しても専門的観点から育児方法を伝え、より質の高い育児環境を整え、健やかな育ちを支えていく。			
<b>3年間の事業量</b>	項目	28年度実績	30年度	31年度
	施設訪問回数	-	327回	357回
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

## 5 ひとにやさしいまちづくりの推進

### 計画の方針

ひとにやさしいまちづくりの実現にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進します。

また、まちのバリアフリー、心のバリアフリー、情報のバリアフリーをそれぞれ進めることにより、誰もが地域で安全に快適な生活を送ることができ、障害者に対する偏見や誤解を受けることのない社会とするため、情報発信の強化を含めた様々な取組みを進めていきます。

さらに、災害時・緊急時に対する支援については、災害弱者となりかねない障害者を的確に支援するため、要支援者情報の確保や人的支援のネットワークの構築を図るとともに、地域コミュニティや支え合いの重要性を基本とした地域づくりを進めます。



## 5-1 まちのバリアフリーの推進

障害者、高齢者や子育て中の方などすべての人が安全で快適に生活でき、積極的な社会参加ができるよう、建築物、道路、公園の整備から総合的な自転車対策なども含めた生活環境整備を進めます。

事業名	5-1-1 文京区バリアフリー基本構想の推進			
事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区別計画に位置付けた特定事業(具体的なバリアフリー事業)の実施を促進するために、バリアフリー整備に係る費用の一部に対し補助金の交付を行うとともに、進捗状況を管理する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-1-2 道のバリアフリーの推進(地2-1-1)				
事業概要	高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	生活関連経路に指定された区道の整備率	—	5.0%	7.5%	10.0%
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

※段差解消にあたっては、「東京都道路バリアフリー推進計画」(平成28年3月発行)において、「歩道と車道の境界には、車いす使用者が困難なく通行でき、かつ視覚障害者が歩道境界部を白杖や足により容易に認知できるよう高さ2cmの段差を設けることを標準とする」とされていることに留意する。

事業名	5-1-3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導				
事業概要	高齢者や障害者を含めた全ての人が、安全、安心、快適に共同住宅などで生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

<b>事業名</b>	5-1-4 総合的自転車対策の推進			
<b>事業概要</b>	安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進する。また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施する。			
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

<b>事業名</b>	5-1-5 公園再整備事業			
<b>事業概要</b>	区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、公園再整備基本計画に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行う。			
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

<b>事業名</b>	5-1-6 公衆・公園等トイレの整備事業(地2-1-6)			
<b>事業概要</b>	便器の洋式化やバリアフリー対応等が必要な公衆・公園等トイレについて、設備等の老朽度や利用状況、災害時の対応等の調査・分析によりまとめた整備方針に基づき、整備を進める。			
<b>3年間の事業量</b>	区内の公衆・公園等トイレ53箇所について、だれでもトイレの設置を含む整備を行う。			
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

<b>事業名</b>	5-1-7 コミュニティバス運行			
<b>事業概要</b>	区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高める。			
<b>対象ライフステージ</b>	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-1-8 ごみの訪問収集			
事業概要	<p>①満65歳以上の世帯②障害者の世帯③日常的に介助又は介護を必要とする方の世帯④母子健康手帳の交付を受けてから3ヶ月程度までの妊娠中の世帯⑤その他区長が特に必要であると認めた世帯 上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対し、ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先又はドアの前から収集する。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 5-2 心のバリアフリーの推進

障害の有無にかかわらず、共に育ち合い、住み慣れた地域で生活をするため、子どもから大人まで様々な年代に対して、講演会や行事等を通じて障害や合理的配慮に対する正しい知識を広め、理解の促進を図ります。

また、各施設を開放した事業等により地域との交流を進めることで、障害に対する理解不足の解消に取り組みます。

事業名	5-2-1 障害及び障害者・児に対する理解の促進(理解促進研修・啓発事業)◆			
事業概要	障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を促していく。			
3年間の事業量	障害のある方への理解を深め、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行う。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-2-2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実				
事業概要	「障害者週間(12月3日から9日)」を記念して、障害のある人もない人も共に集い、障害福祉についての関心や理解を促進するための催しを開催する。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	入場者数	2,783人	3,000人	3,000人	3,000人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○	○	○

事業名	5-2-3 障害者事業を通じた地域参加				
事業概要	各種の障害者事業(心身障害者・児通所施設合同運動会、一步いっぽ祭り、ハートフル工房、ステージエコ参加など)を通じて、障害者・児の様々な地域活動への参加を推進する。				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○	○	○

事業名	5-2-4 障害者差別解消に向けた取組の推進			
事業概要	障害者差別解消法の施行を受け、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業者等に周知・啓発活動を行う。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

### 5-3 情報のバリアフリーの推進

障害者が地域生活を送る上で必要な情報を得ることができるように、障害特性等を踏まえた情報提供のあり方について検討を進めるとともに、適切な媒体を用いた行政情報提供を行います。

また、障害者パソコン講座の開催、窓口におけるコミュニケーション機器の設置等により、情報を取得するための支援を行っていきます。

事業名	5-3-1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進			
事業概要	区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進する。			
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後(小・中・高) ○	卒業期／就職期 ○	高齢期 ○

事業名	5-3-2 情報バリアフリーの推進			
事業概要	障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置、音声認識ソフトインストール済みタブレット端末の設置等により、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行い、情報バリアフリーの推進を図っていく。			
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後(小・中・高) ○	卒業期／就職期 ○	高齢期 ○

事業名	5-3-3 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出			
事業概要	一般図書のほか、大活字本、点字図書、音訳図書・雑誌を収集、貸出を行う。また、視覚障害のある方への資料の郵送サービス、障害等により来館が困難な単身の区民への資料の宅配サービスを実施する。			
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後(小・中・高) ○	卒業期／就職期 ○	高齢期 ○

## 5-4 防災・安全対策の充実

災害への備えや障害者の避難対応など、障害者を的確に支援できるよう避難行動要支援者への支援体制を構築するとともに、近所住民等の助け合いの体制を進めるなど、地域の災害対応力を高めていきます。

事業名	5-4-1 ヘルプカードの普及・啓発			
事業概要	<p>ヘルプカードは、発災時及び障害者等が困った時に、必要な支援や配慮を周囲の人間に伝えるためのカードで、緊急連絡先や配慮してほしい内容などが記載できるものである。</p> <p>ヘルプカードの活用を促すため、障害者等に記載・携帯例を示したチラシを配布するとともに、区の窓口やホームページで障害者等への周知を図っていく。また、いざという時に障害者が必要とする支援や配慮を受けることが出来るように、地域住民や警察・消防署等の関係機関に対しての周知を進めていく。このように両者にヘルプカードの普及啓発を図ることで、障害者の災害に対する備えと助け合う体制を整えていく。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-4-2 避難行動要支援者への支援			
事業概要	<p>災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図る。</p> <p>また、災害時の停電等により生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、多様な障害特性に合わせた支援内容の検討を行っていく。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-4-3 福祉避難所の拡充(地3-4-4)			
事業概要	<p>避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。</p> <p>また、福祉避難所においては、他の避難所と同様に避難者が利用できる公衆無線LAN設備を配置する。</p>			
3年間の事業量	<p>区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所設置個所数の拡大を図る。</p> <p>あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、訓練や災害時要配慮者対策・福祉避難所検討会(協定施設、区内福祉事業者、区関係課で構成)を通じて「福祉避難所設置・運営マニュアル」の改善を行う。</p>			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-4-4 避難所運営協議会の運営支援			
事業概要	災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を支援することにより、取組みを活性化させ、自主運営体制の確立と地域の防災力の向上、防災意識の啓発を図る。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-4-5 災害ボランティア体制の整備(地3-4-3)			
事業概要	災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備に努め、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努める。【社会福祉協議会実施事業】			
3年間の事業量	災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、平常時から関係機関や協定締結先との連携を進める。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-4-6 耐震改修促進事業(地3-4-5)				
事業概要	建築物の所有者が、建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	木造住宅耐震診断 (高齢者・障害者)	19件	20件	20件	20件
	木造住宅耐震 設計・改修 (高齢者・障害者)	2件	4件	4件	4件
	木造住宅耐震改修 シェルター設置 (高齢者・障害者)	0件	1件	1件	1件
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	5-4-7 家具転倒防止器具設置費用助成(地3-4-6)				
事業概要	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止するため、避難行動要支援者世帯等における家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	家具転倒防止器具 購入・設置費用助成	105世帯	100世帯	100世帯	100世帯
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	5-4-8 緊急通報・火災安全システムの設置				
事業概要	<p>緊急通報システム及び火災安全システムを設置することにより、重度身体障害者等に対する緊急時及び火災時における救助・避難のための支援を行う。</p> <p>【緊急通報システム】重度身体障害者等が、家庭で急病やケガなどの突発的な事故にあった場合、外部との適切な対応ができる装置を設置し、東京消防庁に通報するとともにあらかじめ協力を依頼している協力員の援助を得て、速やかな救助を行う。</p> <p>【火災安全システム】重度心身障害者世帯等の火災対策として、自動火災通報器を設置する。火災の際には、煙及び熱センサーが作動し、東京消防庁に自動通報され、消防車が出動する。</p>				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

## 5-5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援

障害者週間記念事業や施設のお祭り、その他各種の地域交流事業を通じて障害者と地域住民が自然に交流できる機会を設け、相互理解を図るとともに、障害者が豊かで充実した生活を地域で送ることが出来るよう、障害者の文化活動・スポーツ等への参加の支援を行います。

### 事業名

5-5-1 障害者事業を通じた地域参加 【5-2-3再掲】

### 事業名

5-5-2 地域に開かれた施設運営

### 事業概要

障害者施設に併設する喫茶店の店舗やそれぞれの施設で行う祭りなどのイベント等を通じて障害者・児と地域との交流を広げるとともに、日頃から障害者の働く姿や施設の活動を知ってもらうなど地域と緊密に連携して開かれた施設運営を行っていく。

### 対象ライフステージ

就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
○	○	○	○

### 事業名

5-5-3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実 【5-2-2再掲】

### 事業名

5-5-4 心身障害者・児レクリエーション

### 事業概要

心身の障害により日頃行楽の機会が少ない方に対して年1回バス旅行に招待し、区内在住の障害者・児に行楽の機会を設けることで、社会参加のきっかけとする。

### 対象ライフステージ

就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
○	○	○	○

### 事業名

5-5-5 障害者スポーツ等の推進

### 事業概要

障害者(児)向けスポーツ事業を実施し、スポーツに触れる機会を提供するとともに、スポーツの楽しさや魅力を伝えていく。また、スポーツ施設を改修する際には、バリアフリー化を進めるなど、誰もが利用しやすい施設環境を整備する。

### 対象ライフステージ

就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
○	○	○	○

## 5-6 地域福祉の担い手への支援

ボランティア、民間団体などは、地域福祉の重要な担い手です。このような団体に対して、支援を行い、団体やボランティアの育成や機能の強化、地域とのつながり作りを行い、共に支え合い暮らしやすい地域づくりを目指します。

事業名	5-6-1 ボランティア活動への支援(地1-1-3)				
事業概要	<p>ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。</p> <p>また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進しボランティア・市民活動の輪を広げる。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	利用登録団体数	200団体	275団体	300団体	325団体
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	5-6-2 手話奉仕員養成研修事業				
事業概要	<p>聴覚障害により意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した生活を営むことができるよう、社会参加・交流活動等を促進するための支援者として期待される手話奉仕員を養成するための研修を行う。【区と社会福祉協議会共催事業】</p>				
3年間の事業量	<p>初級、中級、上級クラス、通訳者養成クラスの4クラス、各昼、夜コースの計8クラスで実施予定。今後とも、修了者の増を目指すとともに、手話奉仕員の増につとめていきたい。</p>				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	5-6-3 ふれあいいきいきサロン(地1-1-6)				
事業概要	外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、おしゃべり等を楽しむ場を通して、地域での交流を深めることにより、孤立化を予防し、地域の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らせるよう、住民主体のサロンづくりを支援する。 <b>【社会福祉協議会実施事業】</b>				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	サロン設置数	107箇所	110箇所	115箇所	120箇所

事業名	5-6-4 ファミリー・サポート・センター事業(子3-1-3)				
事業概要	子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行う。				
3年間の事業量	項目	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	活動件数	6,799件	7,200件	7,400件	7,600件
	会員数	2,638人	2,700人	2,750人	2,800人
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	5-6-5 民生委員・児童委員による相談援助活動				
事業概要	民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする人を行政機関を繋げるパイプ役を担っている。また、高齢者の孤立を防ぐ居場所作りや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っている。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしている。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	5-6-6 話し合い員による訪問活動			
事業概要	地域のひとり暮らしの高齢者や重度の心身障害者世帯の方等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。また、民生委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行う。			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期 ○

事業名	5-6-7 自発的活動支援事業◆			
事業概要	障害者等が自立した生活を営むことが出来るよう、障害者が互いに助け合うピアサポートや災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など、障害者やその家族、地域住民等による区民の自発的な活動を支援する。			
3年間の事業量	障害者自身の社会参加を促すとともに区民の障害者理解を深めるために、障害者の自発的活動や区民の障害理解を促す啓発活動の充実を図る。			
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後(小・中・高) ○	卒業期／就職期 ○	高齢期 ○

事業名	5-6-8 地域活動情報サイト			
事業概要	NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図る。 【社会福祉協議会実施事業】			
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後(小・中・高) ○	卒業期／就職期 ○	高齢期 ○



## 第7章

# 障害福祉計画等 における成果目標



## 第7章 障害福祉計画等における成果目標

国は、障害者総合支援法に基づく第5期障害福祉計画及び児童福祉法に基づく第1期障害児福祉計画の策定にあたり、障害福祉サービス及び相談支援、障害児通所支援、市町村の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が、総合的かつ計画的に図られるよう基本指針を示しています。

基本指針では、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」、「障害児支援の提供体制の整備」の5点を成果目標に掲げ、それぞれ目標値を明確に示すことを定めています。さらに、成果目標を達成するために必要な活動指標を定め、その見込み量を計画の中に示すことも求めています。

これに基づき本章では、これまでの本区の実績及び実情を踏まえた上で、東京都の基本的な考え方との整合性を図りながら、平成32年度までに達成すべき成果目標の目標値と活動指標の見込み量を示していきます。

### 1 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における成果目標

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成28年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。

なお、具体的な目標値の設定については、以下の2点を基本とするものとしています。

- ① 28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行すること
- ② 32年度末の施設入所者数を、28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減すること

◆本区における施設入所支援利用者は、平成28年度末時点で131人となっています。施設入所者の地域移行を進めるための基盤を整備することを基本としつつ、一定程度施設入所の需要があることにも配慮し、平成32年度末における地域生活移行者数8人と施設入所支援利用者数131人を目標として地域生活への移行の取組みを進めています。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとしています。

◆本区では、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる専門的知識を持った関係者が参加する協議の場を設置し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを進めています。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

基本指針では、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害者の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保、地域の体制作り等)を整備した拠点を平成32年度までに少なくとも1か所整備することとしています。

◆本区では、地域の課題や資源等の実情を勘案し、地域自立支援協議会や関係機関等と協議しながら、平成32年度末までの整備に向けて検討を進めています。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行

基本指針では、平成32年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として設定することとしています。また、この目標値を達成するため、就労移行支援事業者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値についても以下のとおり定めることとしています。

就労移行支援事業利用者数	32年度末利用者が28年度末利用者数の2割以上増加すること
事業所ごとの就労移行率	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す
職場定着率	就労定着支援事業所による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目指す

◆本区においては、平成28年度は16人が福祉施設から一般就労へ移行しました。これを受けて、平成32年度中の福祉施設から一般就労への移行者について、平成28年度実績の1.5倍の24人を目標として、一般就労移行に向けた支援を行っていきます。

◆また、成果目標の達成のための、就労移行支援事業利用者数、事業所ごとの就労移行率、職場定着率に係る目標については、以下のように設定します。

- ・就労移行支援事業の利用者数…20人の増加(約2割の増加)

	平成28年度末	平成32年度末
利用者数	98人	118人

- ・事業所ごとの就労移行率…就労移行率が3割以上の事業所を2か所増加

	平成28年度末	平成32年度末
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所	5か所 (区内9か所中※)	7か所

※平成28年度末現在の就労移行支援事業所数

- ・職場定着率…就労定着支援開始1年後の職場定着率8割以上

	平成31年度末	平成32年度末
支援開始1年後の職場定着者数	13人	15人
支援開始1年後の職場定着率(%)	81%	83%

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

基本指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することや、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように医療的ケア児のための関係機関の協議の場を設置することとしています。

なお、具体的な目標の設定については、以下の2点を基本とするものとしています。

- ① 32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各区市町村に1か所以上確保すること
- ② 30年度末までに、各区市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けること

◆本区では、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行っていきます。

◆本区では、医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切に支援が受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、連携を図っていきます。

## 2 活動指標(障害福祉サービス等)の見込み量

### ◆各事業の1月あたりの利用者数及び利用量

国の基本指針では、前項で示した成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等を活動指標として設定し、1月あたりの必要量の見込みを定めることとしています。

次ページに示す1月あたりの見込み量は、第6章の年間の見込み量と整合性を図り算出したものです。

【表：各事業の1月あたりの利用者数及び利用量一覧】

			28年度実績	30年度	31年度	32年度
訪問系サービス	居宅介護 (居宅における身体介護)	実利用者数	135	138	141	145
		延利用時間	907	1,090	1,111	1,138
	居宅介護 (家事援助)	実利用者数	137	140	143	147
		延利用時間	803	893	910	933
	居宅介護 (通院等介助)	実利用者数	80	82	83	84
		延利用時間	419	464	470	475
	重度訪問介護	実利用者数	28	32	32	32
		延利用時間	4,623	5,582	5,582	5,582
	同行援護	実利用者数	77	81	83	85
		延利用時間	1,977	2,005	2,019	2,033
	行動援護	実利用者数	1	2	2	2
		延利用時間	7	60	60	60
日中活動系サービス	重度障害者等包括支援	実利用者数	0	1	1	1
		延利用時間	0	414	414	414
	生活介護	実利用者数	249	261	268	275
		延利用日数	4,611	4,785	4,913	5,042
	自立訓練(機能訓練)	実利用者数	6	8	9	10
		延利用日数	34	46	52	58
	自立訓練(生活訓練)	実利用者数	15	22	26	31
		延利用日数	110	161	191	227
	就労移行支援	実利用者数	98	108	113	118
		延利用日数	976	1,080	1,130	1,180
	就労継続支援A型	実利用者数	26	32	35	39
		延利用日数	299	362	398	438
居住系サービス	就労継続支援B型	実利用者数	258	274	282	290
		延利用日数	3,402	3,610	3,718	3,829
	就労定着支援	実利用者数	—	1.3	1.5	1.6
	療養介護	実利用者数	10	10	10	10
	短期入所(福祉型)	実利用者数	113	139	153	167
		延利用日数	310	392	433	474
	短期入所(医療型)	実利用者数	6	8	9	10
		延利用日数	26	35	39	43
	相談支援	共同生活援助	実利用者数	116	125	128
		施設入所支援	実利用者数	131	131	131
		自立生活援助	実利用者数	—	0.3	0.4
障害児通所支援	児童発達支援	計画相談支援	計画作成者数	42	52	57
		地域移行支援	実利用者数	0.1	0.5	0.7
		地域定着支援	実利用者数	0.9	2.4	3.8
		障害児相談支援	計画作成者数	24	29	32
	医療型児童発達支援	実利用者数	183	219	230	242
		延利用日数	820	904	950	997
	放課後等デイサービス	実利用者数	3	7	9	11
		延利用日数	13	30	38	47
		実利用者数	258	341	375	413
		延利用日数	1,706	3,410	3,750	4,130

※地域生活支援事業の見込み量等については、第6章をご参照ください。

### 3 障害福祉サービス等の見込み量確保の方策

#### (1) 訪問系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を踏まえ、見込み量を設定します。訪問系サービスは、障害者が住み慣れた地域で生活を続けるうえで必要不可欠なサービスであり、引き続き需要が多いと見込んでいます。サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込み量の確保を図ります。

#### (2) 日中活動系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、生活介護、就労継続支援(A型・B型)、短期入所(福祉型・医療型)の一層の利用増や、特別支援学校の卒業等に伴う新たなサービス利用者等を勘案して、民間事業者の誘致等による整備により見込み量の確保を図ります。

#### (3) 居住系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、障害者支援施設及び病院等からの地域生活への移行等を勘案して見込み量を設定します。社会福祉法人等によるグループホーム整備費の助成等を行い、見込み量の確保を図ります。

#### (4) 相談支援

サービスの利用状況、地域生活への移行及び定着の動向等を勘案して見込み量を設定します。相談支援体制が一層充実するように積極的に取り組み、見込み量の確保を図ります。

#### (5) 障害児支援

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、見込み量を設定します。29年4月より、放課後等デイサービス事業者の人員配置の基準の見直しを行ったこと等を踏まえ、質の確保に留意しつつ、身近な地域で支援が受けられるよう見込み量の確保を図ります。

## 4 障害福祉計画等の進行管理

国の基本指針では、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、少なくとも年1回は実績を把握、分析し、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の評価を行うとともに、必要がある場合は計画内容の変更を行うようPDCAサイクルの実施を明記しています。

区においても、国の基本指針に沿って、本章で示した成果目標及び活動指標についての評価を地域福祉推進協議会障害者部会等において実施し、PDCAを確実に実施することで障害福祉計画等の進行管理を行っていきます。

(PDCAサイクルのイメージ)



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする



## 資料編

---



# 1 計画改定の検討体制

## 1 文京区地域福祉推進協議会

### (1) 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

制定 平成8年7月11日 8文福福発第504号  
最終改正 平成28年3月11日27文福福第1757号

#### (設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱(6文福福第1188号。以下「本部設置要綱」という。)に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

- (1) 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

#### (組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条に規定する本部長(以下「本部長」という。)が委嘱する委員34人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区内関係団体等の構成員 20人以内
- (3) 公募区民 9人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領(12文福福発第204号)により募集する。

#### (任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。  
(会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(分野別検討部会)

第8条 地域福祉保健計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会(以下「部会」という。)を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 子ども部会
- (2) 高齢者・介護保険部会
- (3) 障害者部会
- (4) 保健部会

3 部会は、地域福祉保健計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。

6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。

7 前項に規定する者のほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等のうちから10人以内の者を部会員として委嘱することができる。ただし、本部長が特に必要と認めたときは、10人を超えて委嘱することができる。

8 前3項の規定にかかわらず、第2項第2号に規定する高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(17文介介第1114号)に基づき設置された文京区地域包括ケア推進委員会の委員のうちから、本部長が委嘱する。

9 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第4号に規定する保健部会の部会長及び部会員は、文京区地域保健推進協議会条例(昭和50年3月文京区条例第15号)に基づき設置された文京区地域保健推進協議会の委員のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する。

10 部会は、部会長が招集する。

11 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

- (1) 子ども部会 子ども家庭部子育て支援課

- (2) 高齢者・介護保険部会 福祉部介護保険課
  - (3) 障害者部会 福祉部障害福祉課
  - (4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課
- (庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成22年度から平成23年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民であるもののうち4名以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号の公募区民を充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。

- 3 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち3人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって

充てる。

- 3 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち1人については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
(公募委員の特例)
- 2 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

## (2) 文京区地域福祉推進協議会委員名簿

(平成28年4月～平成30年3月)

区分	氏 名	団体名等	備 考
1 会長	高橋 紘士	一般財団法人高齢者住宅財団理事長	
2	副会長	青木紀久代	お茶の水女子大学准教授
3		藤林 慶子	東洋大学教授 28年度第2回まで
4		平岡 公一	お茶の水女子大学教授 29年度第1回から
5		高山 直樹	東洋大学教授
6		高野 健人	東京医科歯科大学名誉教授
7	団体推薦	須田 均	小石川医師会 29年度第1回まで
8		中村 宏	小石川医師会 29年度第2回から
9		金 吉男	文京区医師会
10		志賀 泰昭	小石川歯科医師会 28年度第1回まで
11		佐藤 文彦	小石川歯科医師会 28年度第2回から
12		安東 治家	文京区歯科医師会 28年度第1回まで
13		三羽 敏夫	文京区歯科医師会 28年度第2回から
14		川又 靖則	文京区薬剤師会
15		小野寺加代子	文京区町会連合会 29年度第1回まで
16		諸留 和夫	文京区町会連合会 29年度第2回から
17		下田 和恵	文京区社会福祉協議会
18		水野 妙子	文京区民生委員・児童委員協議会
19		天野 亨	文京区心身障害福祉団体連合会
20		永井 愛子	文京区高齢者クラブ連合会
21		大畠 雅一	文京区青少年健全育成会
22		福永喜美代	文京区女性団体連絡会 29年度第1回まで
23		千代 和子	文京区女性団体連絡会 29年度第2回から
24		川合 正	文京区私立幼稚園連合会
25		荒川まさ子	文京区話し合い員連絡協議会
26		飯塚美代子	文京区介護サービス事業者連絡協議会
27		右近 茂子	文京区民生委員・児童委員協議会 (主任児童委員)
28		佐々木妙子	文京区私立保育園(慈愛会保育園)

役職	氏名	団体名等	備考
29 30 31	佐藤 澄子 山下美佐子 高田俊太郎	文京区知的障害者(児)の明日を創る会 パセリの会 文京地域生活支援センターあかり	
32	黒澤摩里子	(子ども・子育て会議)	
33	高山 陽介	(子ども・子育て会議)	
34	小倉 保志	(地域包括ケア推進委員会)	
35	小野 洋子	(地域包括ケア推進委員会)	
36	尾崎 亘彦	(地域保健推進協議会)	29年度第1回まで
37	増山里枝子	(地域保健推進協議会)	29年度第2回から
38	小山 榮	(地域保健推進協議会)	
39	井出 晴郎		
40	武長 信亮		
41	鶴田 秀昭		

### (3) 文京区地域福祉推進協議会障害者部会部会員名簿

(平成28年4月～平成30年3月)

役職	氏 名	団体名等	備 考
1 部会長	高山 直樹	東洋大学社会学部教授	
2 部会員	三羽 敏夫	文京区歯科医師会	
3 //	水野 妙子	文京区民生委員・児童委員協議会	
4 //	天野 亨	文京区心身障害福祉団体連合会	
5 //	佐藤 澄子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	
6 //	高田俊太郎	文京地域生活支援センターあかり	
7 //	井出 晴郎	区民(公募)	
8 //	武長 信亮	区民(公募)	
9 //	鶴田 秀昭	区民(公募)	
10 //	住友 孝子	文京区肢体不自由児・者父母の会	
11 //	山口 恵子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	
12 //	伊藤 明子	文京区家族会	
13 //	松下 功一	社会福祉法人 文京槐の会	
14 //	山内 哲也	社会福祉法人 武蔵野会	
15 //	古市 理代	文京区特別支援学級連絡協議会	
16 //	角野英弥子	児童発達支援センター幼児父母会	28年度第2回まで
17	木林 愛	児童発達支援センター幼児父母会	29年度第1回から
18 //	畠中 貴史	文京区社会福祉協議会	28年度第2回まで
19	田口 弘之	文京区社会福祉協議会	29年度第1回から

## 2 文京区地域福祉推進本部

### (1) 文京区地域福祉推進本部設置要綱

制定 平成7年2月20日文福福発第1188号  
最終改正 平成28年3月11日27文福福第1758号

#### (設置)

第1条 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)その他福祉保健に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉保健計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

#### (構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則(平成6年3月文京区規則第10号)第4条第1項(区長、副区長及び教育長を除く。)及び第2項に規定する者をもって構成する。

#### (会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めたときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

#### (幹事会)

第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、その結果を推進本部に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を統括する。

5 副幹事長は、子ども家庭部長及び保健衛生部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、子ども家庭部長、保健衛生部長の順とする。

6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者及び文京区社会福祉協議会事務局次長とする。

7 幹事会は、幹事長が招集する。

8 その他幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(専門部会及び分科会)

第6条 幹事長は、地域福祉保健計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

2 専門部会及び分科会に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

## 付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## (2) 文京区地域福祉推進本部本部員名簿

(平成30年3月現在)

	役 職	氏 名	職 名
1	本部長	成澤 廣修	区 長
2	副本部長	瀧 康弘	副区長
3	//	南 新平	教育長
4	本部員	吉岡 利行	企画政策部長
5	//	渡部 敏明	総務部長
6	//	八木 茂	危機管理室長
7	//	林 顕一	区民部長
8	//	田中 芳夫	アカデミー推進部長
9	//	須藤 直子	福祉部長
10	//	椎名 裕治	子ども家庭部長
11	//	石原 浩	保健衛生部長
12	//	中島 均	都市計画部長
13	//	中村 賢司	土木部長
14	//	松井 良泰	資源環境部長
15	//	鵜沼 秀之	施設管理部長
16	//	山本 育男	会計管理者
17	//	久住 智治	教育推進部長
18	//	野田 康夫	監査事務局長
19	//	佐藤 正子	区議会事務局長
20	//	加藤 裕一	企画政策部参事企画課長事務取扱
21	//	新名 幸男	企画政策部財政課長
22	//	久保 孝之	企画政策部広報課長
23	//	石嶋 大介	総務部総務課長
24	//	松永 直樹	総務部職員課長

### (3) 文京区地域福祉推進本部幹事会幹事名簿

(平成30年3月現在)

	役 職	氏 名	職 名
1	幹事長	須藤 直子	福祉部長
2	副幹事長	椎名 裕治	子ども家庭部長
3	//	石原 浩	保健衛生部長
4	幹 事	加藤 裕一	企画政策部参事企画課長事務取扱
5	//	瀬尾かおり	総務部ダイバーシティ推進担当課長
6	//	橋本 淳一	総務部防災課長
7	//	木幡 光伸	福祉部福祉政策課長
8	//	五木田 修	福祉部福祉施設担当課長
9	//	榎戸 研	福祉部高齢福祉課長
10	//	真下 聰	福祉部認知症・地域包括ケア担当課長
11	//	中島 一浩	福祉部障害福祉課長
12	//	渡邊 了	福祉部生活福祉課長
13	//	宇民 清	福祉部介護保険課長
14	//	細矢 剛史	福祉部国保年金課長
15	//	畠中 貴史	福祉部高齢者医療担当課長
16	//	鈴木 裕佳	子ども家庭部子育て支援課長
17	//	大川 秀樹	子ども家庭部幼児保育課長
18	//	宮原佐千子	子ども家庭部子ども施設担当課長
19	//	多田栄一郎	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
20	//	浅川 道秀	保健衛生部生活衛生課長
21	//	境野 詩峰	保健衛生部健康推進課長
22	//	渡瀬 博俊	保健衛生部参事予防対策課長事務取扱
23	//	内藤 剛一	保健衛生部保健サービスセンター所長
24	//	熱田 直道	教育推進部学務課長
25	//	植村 洋司	教育推進部教育指導課長
26	//	矢島 孝幸	教育推進部児童青少年課長
27	//	安藤 彰啓	教育推進部教育センター所長
28	//	田口 弘之	文京区社会福祉協議会事務局次長

## 2 計画改定の検討経過

### (1) 地域福祉推進協議会

	開催日	主な議題
1	平成28年4月21日(木)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	平成28年8月2日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	平成29年2月7日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	平成29年5月12日(金)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	平成29年7月27日(木)	・新たな地域福祉保健計画の基本理念・基本目標について
6	平成29年8月31日(木)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
7	平成29年12月21日(木)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	平成30年2月6日(火)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画について

### (2) 地域福祉推進本部

	開催日	主な議題
1	平成28年4月13日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	平成28年7月20日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	平成28年8月24日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
4	平成29年1月24日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
5	平成29年4月26日(水)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
6	平成29年7月12日(水)	・新たな地域福祉保健計画の基本理念・基本目標について
7	平成29年8月22日(火)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
8	平成29年11月10日(金)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
9	平成30年1月30日(火)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画について

### (3) 地域福祉推進本部幹事会

	開催日	主な議題
1	平成28年4月5日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	平成28年7月14日(木)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	平成29年1月13日(金)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査結果について ・平成29年度の計画検討スケジュールについて
4	平成29年3月24日(金)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	平成29年4月11日(火)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
6	平成29年6月26日(月)	・新たな地域福祉保健計画の基本理念・基本目標について
7	平成29年8月7日(月)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
8	平成29年10月25日(水)	・新たな地域福祉保健計画の中間まとめについて
9	平成30年1月23日(火)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画について

### (4) 障害者部会

	開催日	主な議題
1	平成28年7月11日(月)	・障害者(児)実態・意向調査の概要について
2	平成29年1月10日(火)	・障害者(児)実態・意向調査の報告について
3	平成29年5月8日(月)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
4	平成29年6月19日(月)	・障害者計画の主要項目と方向性(案)について
5	平成29年7月27日(木)	・障害者計画の体系(案)について
6	平成29年9月25日(月)	・障害者計画の体系・構成(案)について
7	平成29年10月24日(火)	・障害者計画中間のまとめについて
8	平成30年1月23日(火)	・障害者計画の最終案について

## (5) 「中間のまとめ」に対する区民意見

本計画の策定に当たっては、「中間のまとめ」について、パブリックコメント(意見募集)と区民説明会を実施しました。

### 1 パブリックコメント

- ・募集期間 平成29年12月5日(火)～平成30年1月9日(火)
- ・提出者数 14人

### 2 区民説明会

- ・開催日及び場所 平成29年12月11日(月) 文京福祉センター江戸川橋  
12月13日(水) 不忍通りふれあい館  
12月15日(金) 駒込地域活動センター  
12月17日(日) 文京シビックセンター
- ・参加者数 11人

「文の京」ハートフルプラン  
文京区地域福祉保健計画

**障害者・児計画**

平成30年度～平成32年度

平成30年(2018年)3月発行

発行／文京区

編集／福祉部障害福祉課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

電話 03-5803-1211(直通)

印刷物番号 F0117085 頒布価格 670円